



2017年 政策・制度要求交渉結果について

交通労協（全日本交通運輸産業労働組合協議会）をつうじて行っている政策要求の交渉結果について報告いたします。

旅行業・宿泊業・国際航空貨物業に関する政策・制度要求と回答

■厚生労働省	2017年4月21日	■国土交通省 総合政策局	2017年5月10日
■国土交通省 自動車局	2017年5月10日	■国土交通省 鉄道局	2017年5月11日
■国土交通省 道路局	2017年5月11日	■国土交通省 港湾局	2017年5月12日
■観光庁	2017年5月12日	■国土交通省 航空局	2017年5月15日
■文部科学省	2017年5月26日	■総務省	2017年5月26日
■外務省	2017年5月26日	■法務省	2017年5月26日
■国土交通省 住宅局	2017年6月7日	■国土交通省 都市局	2017年6月7日
■消費者庁	2017年6月7日	■財務省	2017年6月9日
■農林水産省	2017年6月22日	■経済産業省	2017年7月18日

(観光関係)

厚生労働省

1. 若年技能者人財育成支援等事業について

日本の伝統の保護と継承は、日本における観光資源の魅力が高めることにも寄与することから、地方創生の活性化にむけて、関係省庁との連携の上助成などさらなる検討を願いたい。

【回答】

ご指摘のとおり、日本の産業や経済が持続的な発展を遂げていくためには、若者のものづくり離れ、技能離れへの対応が重要であることは認識している。そのため、ものづくりの魅力を発信するとともに技能の継承と人財の育成に努めているところである。具体的には、若年技能者人財育成支援事業の「ものづくりマイスター」において、瓦葺きや畳製作など日本の伝統的な職種を含む製造業・建設業の分野における実務経験15年以上で1級技能士を持っているような熟練技能者を認定・登録し、中小企業や学校等に派遣している。平成28年度には、延べ19万人以上の皆様に実技指導やものづくりの魅力を体験していただいた。今後も引き続き、産業界や業界のニーズも踏まえながら、ものづくり分野における技能継承や若年者の人財確保・育

成に資するための取り組みの強化を図ってまいりたい。

2. 日本入国時の検疫体制の強化について

グローバル化の進展により、世界各地で発生した感染症をはじめとした病原体の国内への汚染が懸念される。可能な限りの検疫体制強化を図る取り組みを講じられたい。

【回答】

検疫所は、国内に常在しない感染症の病原体が浸入しないように水際で防止することを目的として検疫業務を行っているが、昨今、検疫所でエボラ出血熱や中東呼吸器症候群(MERS)、ジカウイルス感染症が発生している。これらの感染症は、訪日外国人の増加による航空便などの増加によるものであるが、2020年には訪日外客数4,000万人という目標も掲げられていることから、感染症の病原体が浸入することがないように、検疫所でしっかりと適切に対応している。そのような状況もあり、平成26年度にエボラ出血熱などが発生した際は30人の緊急増員を行い、その後も平成28年度には17名、また同年9月にも臨時で21名、平成29年度においても29名と検疫官の増員をしながら対応している。また、人的強化と併せて物的強化にむけて、

感染拡大防止のための陰圧の設備や、患者が発生したときに病原体を拡散させないような機材を購入し、適切に対応している。今後とも、適切な検疫を実施できるよう、検疫体制の強化に努めてまいりたい。

3. ノロウイルス感染症の取扱いについて

宿泊業では宴会場やレストランで集団感染を発生させないように、発症者の従事禁止はもとより、調理等従事者の食事などの日常生活や定期的な検査によって不顕性患者が従事しないように努力を重ねているが、流行期にはあらゆるところにノロウイルスがいると考えられ、完全に除去することは困難である。また、定期的な検査やお客様の嘔吐物の完全な処理などにかかる費用も発生している。営業停止等の行政指導と業者名称の公表を即決することなく、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から法律の運用を行ない、不可抗力的発症に対する指導、公表について留意されたい。

【回答】

食中毒患者は年間で約2万名となっており、そのうち約60%はノロウイルスが原因とされている。またノロウイルスによる食中毒の発生原因の約80%が調理従事者からの汚染とされていることから、まずは調理従事者の健康管理を確認し、体調不良者は業務から外れるということになっている。また顧客からの汚染を防止するために、従事者と顧客のトイレを分けることや、トイレの消毒・洗浄などを徹底するよう要請している。営業停止処分は、被害拡大の防止や店内の清掃、従業員教育のための期間として捉えており、ご理解をいただきたい。

4. 外国語での対応が可能な病院の増設

外国語が通じる医療機関が少なく、場合によっては「ホテルスタッフ付添のもとなら受け入れる」といった病院も多い、また「ホテル側が支払いをしてもらえらるなら受け入れる」といったケースも存在する。については、受け入れのできる医療機関の情報提供や増設を検討されたい。

【回答】

厚生労働省では、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる外国人患者受入れのための環境整備を行っている。具体的には医療機関における

外国人患者受入れ環境施設整備事業では、院内案内図の多言語化、外国人向けの個室や家族待機室、ハラル食対応のキッチン、外国人患者の多様なニーズに対応したスペース等の新築、増築、改築、改修などを補助している。また医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業では、病院受付等における院内全体での外国人患者受け入れ体制整備、具体的には院内資料や案内表示の翻訳・作成、多言語対応ツールの導入、ホームページの多言語化、外国人受入対応整備担当者の配置、医療通訳サービスの利用、研修等に補助している。

また、医療機関の申請に基づく認証機関である日本医療教育財団では、外国人受入れ体制について審査・認証する「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」というものを設けて、評価・認証を行っており、現在は全国で23カ所の医療機関が取得している。

さらに訪日外国人旅行者がスムーズに医療機関にアクセスできるよう、厚生労働省と観光庁が示した要件に基づき、外国人患者の受入れが可能な医療機関の選定を都道府県に依頼しており、現在約900の施設が日本政府観光局(JNTO)のWebサイトに掲載されている。引き続き外国人患者の受入れに関する環境整備を実施してまいりたい。

5. 旅館業法について

旅館業法における無許可営業に対する罰則は、懲役6ヶ月以下または3万円以下の罰金となっているが、この罰則は1948年の旅館業法施行以来、改正がなされず現在に至っている。旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、違法事業者に対する抑止力を働かせるためにも、既存の罰則を改めるなど、対策を講じられたい。

【回答】

消費者ニーズの多様化、違法な営業者の広がりなどを踏まえて、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取締りを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、今国会に「旅館業法の一部を改正する法案」を提出している。この中で、無許可営業者に対する罰金の上限額を他法令との均衡を踏まえ、現行の3万円から100万円へ最大引き上げるものとしている。

6. 民泊サービスについて

(1) 民泊サービスについては、防災や治安、衛生面など利用者の安全・安心を確保するため旅館業法を適用し、文化交流、地域活性化、観光立国に資する考え方にもとづいて進められるよう講じられたい。

【回答】

民泊サービスは、ここ数年、インターネットを通じ、空き家などを短期で貸したい人と旅行者をマッチングさせるビジネスが世界中で展開されており、我が国でも急速に普及している。こうした民泊においては、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給への対応といった観光立国の推進の観点、そして地域の人口減少や都市の空洞化により増加している空き家の有効活用といった観点から活用を進めることが求められている。ただし、防災・治安・衛生面など、利用者の安全・安心の確保については、今国会に提出している住宅宿泊事業法案において、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づいて、適切な規制のもとで地域の実情にも考慮し、ニーズを踏まえた民泊が推進できるよう取り組むこととしている。

(2) 仮に民泊時における食事の提供がある場合については、食品衛生に関する法令順守や知識、必要な設備がない状況で、利用者に食事を提供することは食中毒や異物混入などの事故を誘発させる可能性があることや地方自治体の営業許可が必要な場合があることから、既存の旅館業法を適用されるよう講じられたい。

【回答】

食品を調理し、客に飲食させる営業を行う場合は、食品衛生法に基づく営業許可が必要となっており、この営業は都道府県知事の自治事務となっている。民泊においても食品を調理し、客に飲食させるサービスを提供する場合は、飲食店と同様に食品衛生法に基づく営業許可が必要と考えられており、この点においては、旅館業法と同様である。

(3) 現在は、旅館業法に基づいた適正な申請を行っていない違法貸主や仲介サイト事業者が多数存在し、適正な法整備がなされないまま民泊サービスの提供が先行されているが、自治体独自の取り締まりについては監

視要員不足などによる対応の苦慮が想定されることから、関係省庁が一丸となった取り締りを徹底されるよう講じられたい。

【回答】

違法な民泊の問題に対応するため、現在の旅館業法においても、民泊サービスが旅館業法の許可のもとに適切に提供されるよう、昨年11月「営業許可取得の手引き」を作成して広く公表している。また現行の旅館業法の遵守や悪質な民泊を対象とした取締りの強化などに対し、警察や関係自治体に協力を要請するなど対応を行っている。

その上で、違法な民泊に対するさらなる対応のために、無許可営業者に対する都道府県知事による立ち入り権限の創設や無許可営業者に対する罰金の引き上げなどを内容とする旅館業法の改正法案を国会に提出しており、引き続きこの取り組みについては全力で対応してまいりたい。

(4) テロや犯罪者の潜伏先となることや、違法行為に使用されることなどが懸念されている。地域の治安を悪化させないためにも民泊提供者や仲介事業者の実態把握や違法行為時における取り締まりを徹底するべきである。とりわけ、旅館業法における学校、通学路などの安全確保や公衆衛生、風紀の適正化を踏まえた「学校施設等との距離の規定」については、民泊サービスにおいても同様の基準とするべきである。また、感染症対策のためにも、民泊サービス提供者による利用者への身元確認を徹底されるよう講じられたい。

【回答】

住宅宿泊事業法案において、住宅提供者に対しては名前や住所などを自治体に届けさせ、匿名性の排除を行うこととしている。また、安全・衛生面の確保や、近所のトラブルなどの防止を規制するとともに、仲介事業者については登録制とする。届け出がない民泊を行う者については仲介事業者が間に入ることは禁止されており、これを遵守しない仲介事業者への行政処分、罰則などの整備が盛り込まれている。

現在、学校施設との距離の制限に関する基準は無い。また厚生労働省令において、宿泊者1人当たりの床面積を3.3平米以上とすることや、清掃を義務化するこ

とを検討しており、また宿泊者名簿については備え付けを義務化することから、旅館業法における簡易宿所営業と同程度の衛生水準は確保されるものと考えているところである。引き続き、民泊については、厚生労働省と主務官庁である国土交通省と連携して取り組み、取締りの強化に対して尽力していきたい。

7. 宿泊施設について

宿泊施設においては『分煙化への設備投資』、『災害時の被災者受け入れ態勢』などが求められているが、これらに掛かる費用は該当施設の負担が大きい。また、要求に応えられない場合、施設が失う社会的信頼の大きさは、その存続を危ぶまれるほど業績へ影響を与える。他省庁との連携の上、負担軽減に向けた対策を図られたい。

【回答】

受動喫煙防止対策について、3月1日に基本的な考え方の案を公表した。この案は、プライベート空間は規制対象外とするとともに、公衆の集まる場について、施設や場所の性質を十分に考慮して限定した場所で喫煙可能としている。たとえば、ホテル・旅館においては個室を除くロビーほか、共有部分は原則室内禁煙とし、喫煙専用室のみで喫煙を認めるというものである。喫煙専用室の設置については、現在、中小企業事業主を対象とする助成金、また日本政策金融公庫による融資のほか、たばこ会社による支援など幾つかの助成制度があると理解しており、これらの制度を活用いただくことが考えられる。

国土交通省

【総合政策局】

1. 観光先進国の実現に向けた取り組みのさらなる強化について

(1) 国民への観光政策の周知などについて

観光先進国の実現は、雇用創出、地域活性化、内需拡大によって、日本経済の復活に向けて観光産業のみならず多くの産業に効果をもたらす重要な取り組みである。しかしながら観光先進国のみならず、観光立国実現への道筋が、国民全体に共有されているとはいえない。地域住民の意識啓発や、観光地域づくりなど日本国内でのプロモーションの実施や学校教育で取り

入れるとともに、多くの政策を実現するため官民一体となった取り組みを今後も積極的に講じられたい。

【回答】

ご指摘のとおり、観光は地域経済の活性化や雇用創出、日本経済における成長戦略の柱であることから、観光の意義を国民全体で共有することは、非常に重要であると考えており、観光振興にしっかり取り組んでいく必要があると認識している。そうした観点も踏まえつつ、昨年3月取りまとめられた明日の日本を支える観光ビジョンにおいては、観光に関する新たな目標が設定され、その目標を実現するための施策が盛り込まれたところである。ご指摘の点については、まず観光振興づくり、観光地域づくりを支援する関係などから、広域観光周遊ルートの形成促進や地域の観光資源の磨きかけに対する支援などの取り組みを進めてまいりたい。また、若者の観光振興の観点から、学校へ、旅に精通した方を講師として派遣し、学生向けに旅の意義、すばらしさを伝える「若旅★授業」を実施しているほか、子供のころから観光に興味・関心を持ってもらえるよう、観光教育の充実を図りたい。さらに、こうした取り組みが着実に実施できるよう観光にかかる十分な予算の確保にも努める。今後は世界が訪れたい日本を目指し、ビジョンに盛り込まれた施策を政府一丸、官民一体となって着実に進めてまいりたい。

(2) バスターミナルについて

①東京駅をはじめ主要な新幹線停車駅、観光地などにおける団体客利用の観光バス乗降場や駐車場の整備は十分ではなく、学生団体をはじめとする利用者の安全確保や降雨時の対応、周辺道路の混雑緩和、乗務員の休息の面からも駐車スペースの確保などの乗降場整備は急務である。貸切バス利用者の安全確保と利便性を向上させ需要の増加を図るため、自治体や鉄道事業者などとの連携を強化し、緊急避難的なバスプールなどの流用ではなく、近隣駐車場の有効活用できるシステムの運用や、主要駅ターミナルの駐車場スペースの確保、インターネットでの駐車場の空状況サービスや繁忙期における仮設駐車場の設置などもふまえ、まちづくりと一体となった団体客利用スペースの確保につとめるよう、既存施設の活用や工夫などの調整に取り組まれたい。

【回答】

訪日外国人旅行者をはじめとする観光客の受入管理にあたり、観光バス駐車場の整備は重要な課題と認識している。このため、平成29年度より、地域が行う観光バス駐車場の整備等の取り組みに対して支援が可能となるよう、制度の拡充を行ったところである。なお、貸切バス情報所を整備することや駐車場を有効利用するためのシステムを整備することは、現行制度においても可能である。しかしながら、広場空間の制約等により、公共交通機関中心の配置をせざるを得ないということが整備の進んでいない要因と認識している。各自治体などにおいては、広場内の既設バースの活用や、周辺駐車場の効率的な活用などを行っているところである。また長期的には、広場の再整備などにあわせて駅周辺状況を勘案しながら、必要に応じ、各自治体において検討を行うものであり、要望があれば適切な支援を行いたいと考えている。

②最近では新宿駅の「バスタ」をはじめ、主要駅におけるバスターミナルが集約されつつあり、高速バス運行会社などのホームページでも発着停留所名の標記がみられるなど、世間でも認知されつつある。しかし、鉄道等からの導線上にはターミナル名を示した案内表示がなく、「高速バス」や「空港バス」、「高速バスターミナル」といった標記が混在している地域もあり、利用者が不便を感じることもある。

については、訪日外国客に対しては「bus Terminal」としての表示や、日本人客に対してはわかりやすいターミナル名の表示など、その対応を検討されたい。

【回答】

国土交通省としても、訪日外国人旅行者の日本滞在中のストレスフリーを実現させるためにも、多言語表記の統一性や、連続性の確保を図りつつ、言語対応の改善などを求められていると認識している。そのため、平成26年3月に、鉄道駅や公共交通機関を含めた幅広い施設で共通する指針をガイドラインとして改めて策定し、公表した。さらに、公共交通等における多言語対応について、昨年度より、訪日外国人旅行者受け入れ環境整備対策事業を活用して交通局が支援することとしている。今後とも、鉄道局や関係省庁を通じて本

ガイドラインを充実するとともに、予算を活用しながら多言語対応の改善に努めてまいりたい。

(3) 駅・観光地における事故防止対策について

近年、観光地を巡る観光客によっては自転車で繁華街における狭い道路の利用などにより、車や歩行者との事故が多くなっており、自転車・歩行者の安全性を確保することの必要性がある。現在の事故防止対策など、自転車利用環境整備の状況について明らかにされたい。

【回答】

自転車は、買い物・通勤・通学などの日常生活、サイクリングなどのレジャー活動において重要な輸送手段と認識している。一方で、ここ10年間で交通事故総件数は4割減少したが、自転車と歩行者による交通事故は横ばい傾向であり、自転車・歩行者の安全性を確保することが求められている。このため、国土交通省では警察庁と共同で、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知や技術的助言等を通じて、自転車ネットワーク計画の策定や自転車通行空間の整備を推進している。今後とも、交通状況に応じて歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図るなど、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進してまいりたい。

(4) 観光地における美観・美化活動への取り組み

テロ対策やゴミの処分に関わる費用負担などを理由に、日本各地でゴミ箱が減少している。また、訪日外国人の増加に伴い各国の文化の違いもあり、観光地に設置されている公衆トイレの利用方をはじめとした公共の場におけるマナー違反によるトラブルも増加している。については、改善に向け以下の点について対応を検討されたい。

- ① ゴミ箱の設置に関する、官民双方による費用負担の検討やゴミ箱そのものを広告スペースとするなどの取り組み
- ② 公衆トイレの設置と清潔・衛生活化の維持。費用負担のためのチップ制の導入
- ③ 遊歩道の整備をはじめとした美観への取り組みを実現するためのマナーの周知など啓蒙活動の実施などの取り組み

【回答】

現在、訪日外国人旅行者が大幅に増えており、わが国の文化や風習、マナーの違いによって観光地で問題が生じている事例があることは承知している。ただし、日本でも、かつて海外旅行が増え始めた1980年頃は海外で摩擦が起こったが、日本人の海外旅行先でのマナーへの相互理解が深まって摩擦が少なくなってきたという経緯がある。

われわれとしては日本を訪れた外国人観光客の皆様にはいい印象をもって帰国していただくということが非常に重要であると考えており、日本のマナーを一方向的に伝えるということではなく、相手の目線に立って、日本の文化や習慣が理解できるように工夫した情報発信の取組が必要と考えている。

例えばJNTOでは、中国向けに、Webやソーシャルネットワークを活用して、日本の文化や風習に関する4コママンガの連載等、日本の様々な文化や風習について、わかりやすく解説する情報発信を行っている。観光庁では、このように訪日外国人のマナーに関する情報発信を引き続き行っていくとともに、ゴミ箱そのものを広告スペースとするなど、公共の場におけるさらなるマナーの増進、美化に役立つような活動に向けて、ご提案いただいている内容も含めて、引き続き検討してまいりたい。

国土交通省としても、観光立国の実現に向けた国土づくりについては、重要な取り組みの一つと認識している。観光地における遊歩道の整備については、これまでも国土交通省において、例えば舟運で栄えた歴史的な地域資源を結ぶフットパス、いわゆる散策路の整備等の支援、景観や歴史文化、といった地域資源に着目し、周辺の建造物の外観の整備に合わせた舗装の美装化等の支援等の取り組みを行っている。

取り組みの中には、JRのCMで紹介され、観光客が増加するなど、地域の観光振興に寄与している事例が多数あり、観光立国の実現に資する遊歩道の整備については今後も、地域の声を伺いつつ、関係機関と連携の上、適切に対応してまいりたい。

(5) 旅行者の地域分散化の推進

訪日外国人が集中する地域では航空座席や宿泊客室、貸切バスなどの供給がひっ迫する状況が起きている一方で、少ない地域では老舗旅館が廃業するなど、地域

間の格差が鮮明になってきている。訪日外国人には都市部だけでなく、地域を訪れる潜在的な需要があると言われていたことから、一極集中から地域分散に向け官民を挙げて取り組む必要がある。具体的には、地方空港でのチャーター便受け入れ推進や、クルーズ客船の受け入れに伴う入国管理体制の強化・充実、案内所の整備、ガイドの確保・養成、貸切バス制度の柔軟な運用など、地域での受け入れにあたり想定される諸課題に対し、関係省庁と連携のうえ実効性のある施策を講じられたい。

【回答】

クルーズ客船を利用する外国人旅行者が急増する中、港湾の出入国手続の迅速化・円滑化を図るため、CIQ関係省庁において、必要な整備に取り組んでいる。入国管理体制の強化については、平成28年度当初予算で大幅の増員をした。また、出入国管理及び難民認定の一部を改正する法律などにより、出入国審査の時間の短縮が図られている。これからも関係省庁と連携し、港湾の入国管理体制の強化充実に向け、進んでまいりたい。

外国人観光案内所の整備については、平成24年度の認定制度の開始から2倍以上に増え、8月現在、全国で861カ所が認定されており、自治体・観光協会・公共交通機関・ホテル・旅行会社など、幅広い業種において活用いただいている。また、これらの観光案内所の情報発信の強化を図るため、また広域の観光案内を行うためにもカテゴリ2以上の案内所に対し、多言語での情報発信や無料公共無線LAN環境の整備等の設置の一部を支援する補助制度も昨年度から創設し、今年度既に申請を受け付けている。今後とも案内所のネットワークの拡大や接遇の向上に努め、便利で快適に訪日旅行を満喫していただける環境の整備に取り組んでまいりたい。

通訳ガイドについては、今般、通訳案内士法を改正し、通訳案内士の資格について業務独占規制から名称独占規制へと変更すること、また、特定の地域に特化した通訳ガイドである地域通訳案内士制度を創設することにより、通訳ガイドの確保・養成に今後とも努めてまいりたい。

貸切バスの柔軟な運用については訪日外国人旅行者向けの貸切バス需要に対応するため、平成24年4月よ

り、臨時営業区域の特例制度を設けている。今後も訪日外国人旅行者の増加が見込まれることや、本制度を活用している貸切バス事業者の安全確保策が継続して講じられることに鑑み、この特例制度の認可期間を平成30年3月31日まで延長したところであり、引き続き、柔軟な運用という意味で講じていく。

(6) 移動手段の整備について

駅から観光地までの移動手段の整備への支援措置として、以下を講じられたい。

①観光客の利便性と幅広い選択肢の確保、大気汚染などの環境問題の改善につながるレンタサイクルの活用促進として、パリのように市が運営する「verib(ヴェリブ)」などを参考に、観光客にも地元住民にも活用出来る環境整備に取り組まされたい。

【回答】

パリのヴェリブを参考とするコミュニティサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の非常に高い交通システムである。現在、世界各国多くの都市で導入が進められており、我が国においても、公共交通機能を補完し、観光振興や地域の活性化に資する新たな都市の交通システムとして本格的な導入が進められている。このようなコミュニティサイクルの整備については、国の支援として、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体等に対して財政的な支援を行っている。国土交通省としては、コミュニティサイクルの導入が推進されるよう、今後とも引き続き必要な支援に努めてまいりたい。

②今後も、道路の整備などをつうじ円滑な移動環境の構築を行い、公共交通機関をはじめとした乗り物について、海外からの訪日客のみならず、日本国内の旅行者にも活用できるよう取り組まされたい。

【回答】

平成26年の改正地域公共交通活性化再生法においては、地域関係者と協力して、まちづくりや観光とも連携した公共交通ネットワークの形成に取り組むことになっており、国土交通省としては、地方自治体による地域公共交通網形成計画の策定・実施を支援している。また、観光タクシーの運賃認可基準の弾力的な

運用やバスの運行情報の充実に向けた環境の整備など、観光客向けの輸送サービスの向上を考えるための取り組みを行っている。今後とも引き続き、必要な交通手段確保に向けての取り組みを行っていききたい。

(7) 新たな鉄道パスの創出について

訪日外国人には日本の運営会社が異なる複雑な路線網を理解することは難しいものの、鉄道網が発達しており、鉄道を中心とした新たな旅のスタイルの創出にも繋がるのが期待される。アクション・プログラムにも掲げられている新たな鉄道パスの創出について、今後の具体的な取り組みについて明らかにされたい。また、訪日外国人旅行者の移動や、宿泊、観光の利便性、経済性向上のため、交通・宿泊業者や美術館・博物館等公共施設の管理者が連携し、日本版スイストラベルパスのような鉄道パスの創出に向けて関係各所との橋渡し役として調整に取り組まされたい。

【回答】

観光立国の実現にあたって、公共交通機関による円滑な移動のための運行整備を進めることは重要なことである。現在、地域においてはスムーズな観光地間の移動ができるよう、JRと鉄道事業者のパスなどを連携しつつ、訪日外国人向けの企画乗車券を設定しているところもある。企画乗車券の内容は、鉄道事業者の受入れ判断に基づいて決定されるものだが、国土交通省としても、利用者のニーズを十分踏まえつつ、各鉄道事業者に創意工夫を凝らしていただき、鉄道事業者との意見交換会の場で国土交通省を通じて検討を施してまいりたい。

(8) インターネットをつうじた海外での日本国内の鉄道乗車券や指定券の販売（事前購入）について訪日外国客の円滑な旅行を促進するとともに、日本国内での鉄道乗車券や指定券の購入時における混雑緩和が実現となるためにも、インターネット予約環境の整備について進捗を明らかにされたい。

【回答】

現在、JR東日本やJR北海道では、インターネットを通じた海外での日本国内の乗車券・指定券の予約が可能となっている。「観光ビジョン実現プログラム」に

において、公共交通機関、公共交通利用環境の促進に向けての取り組みの一つとして、新幹線の海外インターネット予約を可能とすることが盛り込まれている。JR東海やJR西日本でも平成29年夏までに東海道・山陽新幹線において訪日外国客向けのネット予約サービスを導入することを公表している。また国土交通省としては、残るJR九州のインターネット予約環境の整備ができるように引き続き関係者に働きかけてまいりたい。

(9) 鉄道駅における ホーム柵の設置に関する今後の対応について

ホーム柵については、新幹線駅・地下鉄等の一部路線に設置されている程度であるが、未設置駅によっては接触事故や視覚障害者の事故が発生している。事故発生を防ぐためにも今後の対応について見解を明らかにされたい。

【回答】

ホームドアは列車との接触、ホームからの転落防止の設備として非常に効果が高く、その整備を推進していくことが重要であると認識している。昨年8月に発生した銀座線・青山一丁目駅における視覚障害者の方の転落による死亡事故を受け、国土交通省に「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、昨年末にハード・ソフト両面における総合的な転落防対策を取りまとめた。この取りまとめにおいて、ホームドアについては、1日当たりの利用者数が10万人以上の駅のうち車両位置が一定である等ホームドア設置が可能な駅については原則として平成32年度までに整備を行うとともに、利用者が10万人未満の駅についても、駅の状況等を勘案した上で必要と認められる場合には整備すること、また車両からの扉位置の不揃いやコスト面の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの技術開発についてもこれを推進し、設置を促進することにより、ホームドアの整備の加速化を図っていくこととしている。国土交通省としては、引き続き整備費用に対する助成など、必要な支援などを行い、引き続き事業者の積極的な取り組みを促してまいりたい。

(10) 地方公共交通の経営安定化及び維持活性化に向けて

貸切バスなどの交通手段を必要とする旅行者が多い中、貸切バスの在庫不足や運転手不足は深刻な課題である。また中小の路線バス事業者については情報インフラの整備が不十分であるため、観光客にとっては不便な状態となっている。については、路線バスの車体および運転手が貸切バスの対応が出来る環境整備や、全国にある各バス事業者の路線図、時刻表、運行状況、電子マネーの利用可否、営業所情報等をWebサイトやアプリで集約することに加え、多言語化対応を構築するなど路線バスの活用方の範囲拡大や観光客の利便性向上策を検討されたい。

【回答】

訪日外国人旅行者数が増加している中で、路線バスの利便性を向上させることは観光施策上、必要である。その上で国土交通省としては、訪日外国人旅行者向けのわかりやすい高速バス情報発信が近年の課題だったことから、今年1月に高速バスの情報提供ツールとして、訪日外国人等向け高速バス情報サイトを開設した。訪日外国人旅行者が外国語で表示されている本サイトを日本の高速バス利用の入口として活用していただくことで、高速バス予約サイトや日本の高速バスの快適な旅行をすることが可能となっている。

さらに、訪日外国人旅行者が快適に観光を満喫できるよう、昨年度より観光庁で訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を開設し、公共交通事業者が行う受入れ確認側の対応や、ICカードシステムの導入、無料公衆無線LANなどの導入支援等を行っている。引き続き、このような制度を通じて外国人旅行者の整備を促進したい。

(11) 民泊サービスについて

①民泊サービスの提供に建築基準法の耐震基準や、防災のための消防設備に関して、明確な設定は無い。このことは旅館業法では、貸主（営業者）が都道府県知事の許可を受け耐震や防災設備などの設備面や衛生面も含めた安全水準の維持確保や、サービス向上に努める責務や宿泊者名簿の備え付け義務を要する点と比較しても明らかで、安心・安全の観点からも十分とは言えないことから、旅館業法を適応できるよう、検討さ

りたい。

②近隣住民や地域社会における安心・安全の担保について

1)海外においては、民泊サービスによる資産運用によって家賃相場が急上昇し、本来生活していた地域住民が転居を余儀なくされることなどの実例がある。日本においても同様のことが危惧されることから、地域社会の持続的な発展が阻害されないよう慎重な対応を射講じられたい。

【回答】

観光庁では、観光旅客の宿泊ニーズや大都市の宿泊ニーズに対応するため、住宅の一部または全部の空き室を有効活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊サービスについて、一定のルールのもとで健全な民泊の普及を図ることを目標とし、今国会に住宅宿泊事業法案を提出している。

この法案においては、年間提供日数の制限に加え、地域の実情を踏まえて生活環境の悪化を防止するために条例で民泊の実施期間を制限できるようになっており、今後適切なルールに基づき民泊サービスの提供が行われることと考えている。観光庁では関係省庁と連携しながら、制度の円滑な実施に向けて今後、取り組んでまいりたい。

2)テロや犯罪者の潜伏先となることや、違法行為に使用されることなどが懸念されている。地域の治安を悪化させないためにも民泊提供者や仲介事業者の実態把握や違法行為時における取り締まりを徹底するべきである。とりわけ、旅館業法における学校、通学路などの安全確保や公衆衛生、風紀の適正化を踏まえた「学校施設等との距離の規定」については、民泊サービスにおいても同様の基準とするべきである。また、感染症対策のためにも、民泊サービス提供者による利用者への身元確認を徹底するなどの対策を講じられたい。

【回答】

住宅宿泊事業の開始に当たり、都道府県等への届出を課して匿名性を排除することとしている。また、仲介を行う住宅宿泊仲介業者についても、観光庁長官への登録を課して行政が把握していくこととしている。

さらにこれらの情報については一元的に管理して、関係行政機関と協力することとしている。

またこの法案では、生活環境の悪化を防止するために、合理的に必要と認められる範囲内で民泊の日数・期間を条例で定めることができる。さらに、この法案では旅館業法と同様に宿泊者名簿の備え付け等についても住宅宿泊事業者に課しており、本人確認についても通知等で周知徹底を図っていくことになる。

3)民泊サービスは個人宅を利用するため、制度設計に当たっては近隣住民の意見反映を着実に行うべきである。また、近隣住民の対象範囲については、特区の事例などにならない、近隣住民へその範囲をわかりやすく示すなど、検討されたい。

【回答】

法案においては、住宅宿泊事業者に対して、玄関など、公衆の見やすい場所に標識を掲示することを課することとしている。それにより、周辺住民に対して住宅宿泊事業を実施していることがわかるようになっていく。なお、戦略特区法の施行規則では、認定の申請前に区分所有マンションの管理組合や境界を接する住宅の住民に対して、この施設が民泊業に供されるものであるということについて説明が行われるということを求めているが、これも同様に当該住民への周知のために行い、同意まで求めるものではない。

【自動車局】

1. 運賃・料金の適性収受について

貸切バス新運賃・料金制度が導入されているが、利用者への周知が依然十分とは言えない。安全・安心を担保するためのバス運賃の適正化によって、以前より旅行代金の変動する可能性があることについて利用者に理解されるよう、制度の更なる周知に努められたい。

【回答】

平成26年4月より安全輸送を適切に反映した新たな運賃・料金制度を、貸切バス事業において導入しており、利用者等の周知に努めたところである。東京・大阪・九州では、昨年、旅行業者に対して説明会が開催されており、運賃・料金のご説明を行った。また昨年12月には、運賃・料金に関するリーフレットを作成し

て、旅行業界や自治体に対して制度の周知を行ってきたところである。こうしたことを踏まえ、引き続き様々な機会を捉え、運賃・料金制度の周知に努めてまいりたい。

2. 急増する訪日外国人旅行者への対策について

訪日外国人旅行者の爆発的な拡大に伴う貸切バス需要の急増が事業者のコンプライアンス違反につながるものが懸念される。軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「総合的な対策」において、「安全運行の徹底が貸切バスの供給不足を招き、ひいてはインバウンド観光拡大のボトルネックとなることのないよう、十分留意すべきである」との認識が示されているが、貸切バスの恒常的な供給不足解消に向け、さらなる対策を講じられたい。

【回答】

訪日外国人旅行者への対応としては、貸切バス事業者安全性評価認定制度において認定されたセーフティバスの事業者について、訪日外国人旅行者向けの臨時営業区域を設けており、貸切バスの弾力的な供給を図っているところである。先般、本特例は平成30年3月31日までと1年間延長した。今後、本特例を活用して、活用後の事故率や訪日外国人旅行者の動向を踏まえて、本特例制度の恒久化も視野に入れつつ検討してまいりたい。

3. 移動制約者の移動円滑化について

地域によっては繁忙期を中心に、リフト付きバスなどの特殊車両の配車ができないケースが頻発しているため、移動制約者の移動円滑化にむけて補助制度の充実をはかるとともに、一定の車両（高速・貸切）を保有する事業者に対して、導入義務化などの対策を講じられたい。

【回答】

移動制約者の移動円滑化のために、リフト付バスは有効な手段であると認識している。そのため国土交通省としては、本年4月よりリフト付貸切バスをより有効活用し、利用者の利便性を向上させるため、安全確保・法令遵守の点で問題ない貸切事業者については、臨時営業区域設定の特例を受け、インバウンドと同様に区域を管轄する運輸ブロック等でリフト付バスの運

行を認めている。また、リフト付バスの導入に当たっても、財政支援として費用の一部を補助しているほか、構造設備基準に適合したリフト付バスの車両については、自動車重量税・自動車取得税の税制特例措置を平成24年度から実施している。これらの支援措置を通じてバス事業者と関係者の理解と協力を得ながら、より一層の導入促進を図ってまいりたい。

【鉄道局】

1. 都市鉄道の整備促進等について

羽田・成田両空港の利用客が今後も増えることが想定されている中、利用者の利便性確保のためには、羽田・成田両空港へのアクセスや、両空港間のアクセス改善は必要不可欠である。については、「都心直結線」の新設にむけた進捗状況を明らかにするとともに、今後も国が主導のもと、交通事業者と連携し、早期開業にむけて積極的に取り組まれたい。

【回答】

都心から羽田空港、成田空港へのアクセス改善にむけた都心直結線の整備の進捗状況等について、現在、ルートによって検討に必要な調査を実施している。このルート検討については、昨年4月交通政策審議会において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」という答申が出されており、都心直結線については、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトの一つとして位置づけられているところであり、引き続きこの答申を踏まえまして検討を進めてまいりたい。

2. 地域公共交通の維持・活性化等について

(1) 全国95社の地方鉄道事業者のうち約8割が赤字と言われており、2000年以降35路線が廃線となっている。地方鉄道は、地域にとっての生活路線であるとともに旅行者にとっては二次交通の役割を果たしている。については、地方鉄道路線の維持・活性化策に向け、国、地方公共団体、鉄道事業者の社会的責任・役割を明確にし、沿線・地域協議会がいっそう有効活用されるよう支援を強化するとともに、鉄道路線維持のための公的資金支援制度を拡充し、公設民営方式の持続的な安定経営を図られたい。

【回答】

厳しい経営環境にある地域鉄道の維持・活性化のためには、地域の主体的な取り組みが重要と考えている。平成 26 年に改正された地域公共交通活性化及び再生に関する法律では、地域公共団体が中心となり鉄道事業者、沿線住民等で構成される協議会が地域公共交通網形成計画を作成し、その計画に公有民営等の事業構造の変更を伴う鉄道事業再構築事業を位置づけた場合、認定申請による審査を行って、国土交通大臣が認定することと規定している。この認定を受けた鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対して、鉄道設備整備にかかる予算や税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援している。

(2) 多数の旅行者が利用する地域の交通機関において、共通 IC カードが使えない地域が存在する。利用者の利便性向上のため、観光客の多い地域で 1 枚の IC カードで共通乗車が可能となるよう、当該自治体ならびに事業者などへの助成に取り組むなど、交通系 IC カードの共通乗車可能範囲のさらなる拡大を検討されたい。併せて、交通系 IC カードの地方鉄道等への導入に向けての財政支援措置を拡充するとともに維持管理費用についても補助対象とされたい。

【回答】

交通系 IC カードの導入拡大については、新たな設備の導入や維持管理費にかかる費用が生じることから、利用者の利用客数や流動等を考慮し、基本的には鉄道事業者が判断するものと認識している。鉄道事業者においては、昨年 12 月に JR 西日本が ICOCA をエリア拡大するなど、利便性の向上に取り組んでいる。鉄道局としては、さらなる利便性の向上を図られるよう、鉄道事業者に働きかけてまいりたい。

後段の地域鉄道への IC カード支援については、システムの導入や共通化・相互利用化は訪日外国人旅行者を含めて鉄道利用者の移動にかかる利便性の向上に資するものと考えている。このため、国土交通省では、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業により、地域鉄道事業者が実施する IC カードシステムの導入に対して支援を行っているところであり、今後引き続きこの支援措置を活用して、まずは IC カードシステム

の導入を推進していきたい。

【道路局】

1. 道の駅について

国内旅行需要活性化、地域活性化の実現に向けて、各自治体と連携して全国的な道の駅の観光資源化に取り組まれない。

【回答】

道の駅は、地域の特産品の販売拠点やインバウンドを含めた観光拠点の役割を担い、地域の観光振興にも寄与している。道の駅は市町村等が設置し管理運営を行っていることから、国土交通省としても要望があれば、社会資本整備総合交付金等により支援してまいりたい。

【港湾局】

1. クルーズ活性化に向けた港湾設備と交通体系、観光受入体制の整備について

(1) 海外からの訪日観光客も多く訪れることとなったが、喫水や港の長さなどの入船基準や周辺の橋などの設備が障害となり、大型客船が着岸できる港に限られており、港-都市間の交通手段や港湾周辺の施設がまだ整備されておらず、乗船客が不便を感じる場所がある。今後も多くの外国客船の来日が想定されることから、国際競争力の強化とクルーズ需要のさらなる拡大に向け十分な受け入れ体制が図れるよう、設備の充実とともに引き続き港湾施設の老朽化対策に取り組まれない。

【回答】

クルーズ客のもたらす観光消費については、地域活性化の大きな起爆剤となっていることから、クルーズ船の受入れに対応した港湾整備は大変重要であると認識している。近年のクルーズ船の増加や船舶の大型化に対応するため、例えば既存岸壁の防舷材・係船柱の改良や岸壁の延伸などにより、大型クルーズ船の受入れが可能になるものと認識している。一方で、ご指摘のとおり、供用後、長期間経過した港湾施設の老朽化については、全国的な課題であることから、国においても予防保全型の維持管理への転換や、既存ストックを活用したふ頭機能の再編・効率化など、戦略的なス

トックマネジメントによる老朽化対策を推進する必要があると考えている。引き続き、老朽化対策の適切な推進に必要な予算確保に努めてまいりたい。なお、貨物ふ頭の老朽化対策の実施に際し、クルーズ船の受入れが可能となるような係船柱や防舷材の改良については可能であることから、これらの取り組みにより改善していきたい。

(2) 寄港地における CIQ の体制をはじめ、移動両替所の設置についての方向性や Wi-Fi の整備状況などクルーズの受け入れ態勢振興策について、関係省庁との連携の進捗や、全国クルーズ活性化会議などでの議論を踏まえ明らかにされたい。

【回答】

クルーズ船の寄港増加を踏まえ、関係省庁で体制の強化が図られていると認識している。国土交通省としても、民間事業者に対して無利子貸付制度や官民連携によるクルーズ拠点の提携等により、CIQ 手続等の場所となる旅客施設の整備を推進している。移動両替所の設置や Wi-Fi の整備については、各港湾管理者などが必要に応じて取り組んでいるものと認識している。国土交通省としても、訪日外国人旅行者の受入環境整備に呼応する補助金などにより、地方公共団体等の港湾等における無料 Wi-Fi の整備や案内標識の多言語化等を支援している。今後とも、全国クルーズ活性化会議等と連携し、クルーズ振興を通じた地方創生に向けて、ソフト・ハード両面から取り組みを進めてまいりたい。

2. 保安検査の迅速化と接遇向上について

クルーズ船出発・着岸時の保安検査に時間を要するため、迅速な対応が図れるよう柔軟な検査官の配置など、利便性の向上に取り組まされたい。

【回答】

まず、クルーズ船の外国人旅客に対する入国審査手続の円滑化については、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度が設立され、手続の円滑化が図られていると認識している。また CIQ 体制については、クルーズ船の寄港増加を踏まえ、関係省庁において体制の強化が図られていると認識している。今後も当局がクルーズ振興のための政府全体のワンストップ窓口

を担っていくことから、皆様からいただいた要望については、関係省庁に伝えてまいりたい。

【観光庁】

1. ビジット・ジャパン事業への対応について

(1) 外国人旅行者の接遇向上策について

① 訪日外国人への接遇向上は、観光立国を実現していくうえで重要な課題である。また、緊急時の安全対策の観点や外国人旅行者のニーズを把握することも必要である。JATA によるツアーオペレーター品質保証制度は、サービスクオリティの確保や、緊急時の安全対策など消費者に伝えるためには有用であるが、訪日外国人を良質とは言えない地上手配業者から保護するなど、滞在中の配慮にも有用な観点からも、地上手配業者の登録制の導入を検討されたい。

【回答】

ランドオペレーターは現行旅行業法の適用外であったが、訪日旅行の一部において、キックバック等を前提としたお土産屋の連れ回しなどの問題が発覚したことから、今国会において、ランドオペレーター制度登録制を創設とした改正旅行業法を提出した。今改正により、ランドオペレーターに対して、管理者の選任、書面の交付などを義務付けるほか、旅行の安全、旅行者の利害に対する悪質なランドオペレーターに対しては、業務改善命令を実施することになっている。

JNTO が行っている情報発信については、訪日外国人の急増によって、日本の文化や風習、マナーの違いによって問題が生じている事例もあると承知している。日本に訪れた外国人観光客の皆様により印象を持って帰国していただくという満足度の向上という観点から、日本のマナーを外国人の観光客の皆様に一方向的に伝えるのではなくて、相手の目線に従って、日本の文化や習慣が理解できるように工夫した情報発信に努めている。具体的には、JNTO で、英語と中国語の 2 言語 4 コマ漫画形式で、例えば温泉の入り方、ショッピングの仕方、旅館での過ごし方等を発信するなど、ソーシャルネットワークを活用して、日本の様々な文化や風習について、わかりやすく解説する等のやり方をとっている。このほかにも観光庁と JNTO では、現地旅行会社向けに、具体的にはお風呂や温泉の入り方等を配布するなど、日本の文化や風習についての情報発信を行う

ことにより、今後ともわかりやすい、外国人旅行者の皆様へ理解のしやすい情報発信に努めていく。

②訪日外国人の増加にともない、多様な国からの訪問客を受け入れることから、ムスリムのみならず、宗教や文化的な習慣の違いなどによるトラブルも生じている。訪日外国人観光客の受入を円滑に行うためにも、受け入れにあたっての注意点などの情報を一元化して各事業者へ提供を行うなどの取り組みを講じられたい。加えて、日本の習慣について海外へ発信されたい。

【回答】

今後増加が想定されているムスリムの訪日旅行者においては、食や礼拝場所の問題等について一番不便を感じていると把握している。それらに対応することが重要であると考えており、ムスリム旅行者の食事や礼拝に対する習慣やニーズをもとに、「ムスリムおもてなしガイドブック」を昨年8月に作成し、宿泊施設や飲食店などの関係者に対して周知を図っている。

(2) ガイドサービスの向上策について

訪日外国人への接遇向上のため、量・質ともに充実したガイドサービスの提供は欠かせないことから、以下について取り組まされたい。

①各国から同行している添乗員がガイド行為を行っているツアーが見受けられる。ついては、質の高いガイドサービスを提供する、通訳案内士の職域確保のため適切な取り締まりに取り組まされたい。

【回答】

通訳案内士制度においては、通訳案内法の一部を改正し、通訳案内士試験の科目に通訳案内実務を追加するほか、定期的な研修制度を導入することにより、通訳案内士の質の維持、向上に努めていく。このほか、訪日外国人に対する通訳案内士のプロモーションや、通訳案内士情報検索システムの構築など、通訳案内士の方々が仕事をしやすい環境について、整備していく。

②通訳ガイドは、試験回数や試験会場の柔軟な対応に加え、地域限定通訳案内士の認定などによる通訳案内士の増加に向けた取り組みは進められているものの、

英語以外の言語ガイドが慢性的に不足している。十分な案内ができる環境づくりにむけ、現在の取り組み状況について国としてどのように捉えているのか明らかにされたい。

【回答】

通訳案内士制度については、通訳案内士法を一部改正し、通訳案内士の資格について、業務独占をなくすことにより、今後は多量な主体が通訳案内を業として行うことが可能となる。これにより、これまでボランティアで通訳ガイドを行ってきた方や、日本語を学ぶ外国人留学生を活用することにより、中国語・韓国語など英語以外の言語についても、増加するガイドニーズに対応することができるものと考えている。また、これまでもアジア言語のガイド不足に対応するため、平成18年度より、北京・香港・台湾・ソウルにて海外試験を実施しているほか、平成28年度からは中国語・韓国語において筆記試験免除対象資格を追加し、出願数が大幅に増加している。

③知識・経験を持ったシニア層に対し通訳案内士として確約できるよう教育訓練制度の導入に取り組まされたい。

【回答】

通訳案内士制度は、一昨年に施行された構造改革特別区域法の一部を改正する法律において、地方公共団体が独自に企画実施する研修を終了すれば、一定区域内で有償ガイド行為ができるようになる特例措置を設けている。さらに、今般の通訳案内法の一部改正により、新たに通訳案内士制度として全国展開を図ることとしている。本制度においては、試験制度によることなく、地域の実情に応じたきめ細やかなガイドを育成・確保することが可能となることから、経験・知識が豊富なシニア層の方々のご活躍も、一層期待できるのではないかと考えている。

(3) 観光案内所の充実について

外国人案内所の認定制度について、引き続き需要の高い観光地を中心に案内所の増設やカテゴリー引き上げを求めるなどのさらなる改善に向け取り組まされたい。また、予約代行機能、両替機能、物販などの各事業所における機能の有無を掲載することや、営業時間を条

件としたカテゴリーの再整理、もしくは検索機能の追加を講じられたい。

【回答】

外国人観光案内所については、平成 24 年度の認定制度の開始から 2 倍以上に増え、8 月現在、全国で 861 カ所が認定されており、自治体・観光協会・公共交通機関・ホテル・旅行会社など、幅広い業種において活用いただいている。また、これらの観光案内所の情報発信の強化を図るために、広域の観光案内を行うためにもカテゴリー 2 以上の案内所に対し、多言語での情報発信や無料公共無線 LAN 環境の整備等の設置の一部を支援する補助制度も昨年度から創設し、今年度既に申請を受け付けている。今後とも案内所のネットワークの拡大や接遇の向上に努め、便利で快適に訪日旅行を満喫していただける環境の整備に取り組んでまいりたい。また、外国人観光案内所の機能についても、今年の 5 月 9 日に、政府観光局にあるグローバルサイトで案内所のページをリニューアルし、観光施設・公共交通機関・宿泊施設等の予約など、各案内所が提供するサービス内容の閲覧が可能になった。今後も外国人観光案内所のネットワークの拡大等質の向上に努め、訪日外国人の方が便利で快適に旅行を楽しむことができる環境整備を進めてまいりたい。

(4) 案内標識のさらなる整備策について

①外国語表記に関しては、統一的な表示についても示され、ターミナル駅や空港などで整備は進んできているものの、観光拠点となる地方駅や空港での整備や、街頭の町名表記については不十分なままである。また、ホテル・旅館なども統一的なガイドラインが周知されていないことから、訪日外国人にとってわかりやすい案内ができるよう、ピクトグラムを活用なども踏まえ、今後も観光庁が主導のうえ、関係機関と連携を行い、表記のさらなる充実に取り組まされたい。

【回答】

言語対応については、平成 26 年 3 月に観光庁で、美術館・博物館・自然公園・観光地・道路・公共交通機関等、幅広い分野で多言語のガイドラインを作成した。これに基づいて、関係省庁や地方自治体、関係事業所等で連携して、鉄道駅・空港・案内看板等の多言語化を推進している。また、訪日外国人の方に円滑な案内・

誘導を行うために、最近では、独立行政法人の情報通信サイトなどで開発した翻訳アプリであるボイストラの活用も注目している。さらには、公共交通事業者が対象となる鉄道駅等における多言語対応も補助金を活用して平成 28 年度から創設しているが、今年度も引き続き、訪日外国人旅行者受入観光整備対策事業を地域で活用して支援することとしている。

ホテル・旅館のうち、観光庁が所管している国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館については、館内案内表示に英語に限らない外国語、またはわかりやすい絵文字・フォトグラフ等による案内もあわせて表示することが義務付けられており、毎年度実施している遵守状況にかかわる自主点検表の送付により、当該義務付けの周知徹底を図るとともに、同項第 44 条に基づく立入検査を毎年行っており、こちらを通じて、各ホテル・旅館における遵守状況を確認している。

②宿泊施設のホームページでは、客室内にバス・トイレ・洗面台があるか、客室内にない場合は館内のどこにどの程度設置されているか、朝食が提供される場合の時間や場所といった情報の記載が施設任せになっており、予約して利用する旅行者の認識とギャップが生まれ、トラブルにつながるケースが発生する場合がある。利用者の不便につながることを無きよう、ガイドラインを設置し指導されたい。

【回答】

宿泊施設ホームページにおける施設情報及び食事の提供などのサービスに関する詳細情報の示し方については、正確な情報の発信が重要であると認識している。各施設に寄せられる意見は、当該施設の事情を勘案して、各自是正いただきたいと考えており、国として一律に示すことは困難であることをご理解いただきたい。

③レストランのメニュー表記が戒律やハラール対応、アレルギー対応を含め、日本語や英語のみの店舗が多い。については、戒律やハラール対応、レストランメニュー多言語化へのセミナーや研修の実施、訪日客が理解を深めるためにも多言語メニューがあることを分かりやすく表示する広告物等の作成など、補強について検討されたい。また、多様化したメニューへの表示・説明対応や、スマートフォンなどを利用した二次元バーコード

ドやAR（拡張現実）を利用したメニューアプリなどの活用も検討されたい。

【回答】

飲食店において、言語化のメニューの用意や、外国人旅行者に向けた取り組みについて、農林水産省でアレルギー対応も含めた飲食事業者のためのインバウンド対応ガイドブックを作成しており、セミナー等を通じて周知を図っている。観光庁においても、ムスリムおもてなしガイドブックを作成・公表した。食事については、ノンポーク・ノンアルコールという英語表記があるだけで、ムスリム関係の方が安心するという声も聞いており、まずは英語のメニューの店頭表示等が重要であるということを紹介している。今後も引き続き、日本を訪れる訪日外国人の方々が不便を感じることなく安心して快適に滞在できるよう、わかりやすい表示を考え、受入環境の向上に役立てるようにしていく。

(5) プロモーション対象市場の拡大について

対象の国・地域を更に拡大に取り組みれるとともに、他国の成功事例なども参考に、十分な予算措置を講ずるとともに在外公館や各地方自治体、運輸局同士との連携などオールジャパン体制で取り組まれない。

【回答】

観光庁においては、明日の日本を考える観光ビジョンを踏まえ、新しい市場の開拓として、欧米豪や富裕層を対象に新しいアプローチを行っている。例えば、欧米豪向けのアプローチでは、グローバルメディアを使い、ヨーロッパ等に影響のある有名リポーターの方等を招聘し、日本をとことん見ていただき、発信をする、欧米豪に力の入れたプロモーションをする、といった新しいアプローチをしている。また、他国の成功事例等だが、イギリスのロンドンオリンピックのときに行われたグレートキャンペーン等を参考にし、ICT やメディアを活用した新しい発信や、プロモーションの高度化を目指して、外国人有識者からなるアドバイザリーボードの実施、プロモーション体制の強化など、訪日プロモーションの強化を図っている。オールジャパン体制については、一例としてオランダ、スウェーデン等、今後有望な潜在市場において、海外の

日本大使館や日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、日本祭で日本の観光のPR をするなど、在外公館認定事業として、関係機関と連携したオールジャパン体制での発信を行っている。広域連携に関しては、地方連携事業において、例えば九州地方や東北地方等、面の地域の地方公共団体等と連携した訪日プロモーションを実施している。このように、訪日プロモーションの戦略的な高度化の推進など、観光ビジョンに掲げられた政策について、政府一丸となって取り組んでいくので、引き続き支援をお願いしたい。

(6) MICE 誘致に向けた各事業者への助成について

アジア諸外国との競争優位性を保つ上で、MICE 事業に関連する全ての事業者による高いレベルでのサービス提供に対応するためにも、CMP (Certified Meeting Professional) の拡大に向けた支援を行うなど、MICE 事業に携わる人財育成について、国が主導して取り組まれない。また、関係省庁やの地方公共団体、コンベンションビューローとの戦略的連携のもと、複数のMICE 企業が一体となって、ハードを横断的に活用できる環境整備など、国際的競争力を高める旗振りによる日本の MICE ブランドの構築にむけた対応についても主導して取り組まれない。

【回答】

MICE の誘致開催については、地域に大きな経済波及効果をもたらすことが期待されており、極めて重要であると認識している。近年では、アジアをはじめとした海外の有力都市が MICE 誘致活動を強化しており、国際 MICE 市場においては、熾烈な競争が繰り広げられている。観光庁においても、平成 25 年から 4 年間にわたり、グローバル MICE 都市支援事業を実施し、12 のグローバル MICE 都市に対し、MICE の専門家を派遣し、自治体コンベンションビューローなどの国際競争力の強化を図ってきた。今年度は、都市の MICE 誘致体制グローバルレベルに引き上げるべく支援を行っていく予定である。また、MICE 誘致開催を政府横断的に支援するため、昨年 12 月、MICE 推進関係府省連絡会議を新設している。今後 MICE の誘致開催における支援策をまとめた「関係府省 MICE 支援アクションプラン」（仮称）を策定し、具体的な取り組みの検討を進めていく。

併せて、観光庁と JTO では、国際会議の誘致や開催に必要なとされる知識やスキルの向上を目的に、MICE 実務初級者を対象としたセミナーや実務者を対象にした CMP 資格の取得を念頭においたセミナーを開催するなど、人財育成事業を実施する予定である。さらに、日本の MICE ブランドの認知度向上と差別化を図るために、昨年整理した日本の MICE 統一ブランドを活用した大規模なグローバルブランドキャンペーンを展開していく予定である。観光庁としては、これらの取り組みを通じて、国をあげた一体的な MICE 誘致体制の構築に努めていく。

2. 観光基盤の整備について

(1) 「観光のユニバーサルデザイン手引き集」に基づく整備について

観光地・宿泊施設において、要介護状態に必要な介護ベッドなどの設備の充実、介護士の同行に関する補助金制度の導入、旅行会社へアテンドプログラムおよび介護旅行商品の造成への支援など旅行機会の創出が必要であることから、各事業者と支援団体の十分な連携がとれるよう調整役を果たすとともに、受入体制強化に向け宿泊事業者をはじめ各事業者が積極的に取り組むことができるよう、引き続き対応策を講じられたい。

【回答】

平成 28 年度に、既存の観光案内に対する機能を有する観光案内所を活用し、バリアフリー相談窓口の設置に関するモデル事業を用いて実施した。引き続き、今年度においては、バリアフリー相談窓口に対するスキームを確立していき、地域におけるユニバーサルツーリズムのさらなる受入強化を図りたい。また、2020 年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、観光局におけるバリアフリー設置マニュアルの作成を考えている。是非とも協力をお願いしたい。

(2) 観光産業が被る風評被害防止に向けて

今後も迅速かつ正確な情報提供を継続的に行い、被害情報と同様に収束した情報を発信するとともに、風評被害防止対策について今後研究課題として取り上げ、教訓を活かし被害を食い止めるための取り組み策を具現化されたい。

【回答】

災害に関する観光面での風評被害を防止するにあたり、正確な情報の収集と発信と、安全であるということが何よりも重要と考える。昨年の熊本地震においても、まず現地の状況を正確に知っていただくことが何よりも重要であることから、内外の観光客に対し積極的に情報を発信した上で、事態の推移を見つつ、適宜さらなる観光事業の発展にむけたプロモーション等を行うなどにより、観光事業の開発に取り組んだ。

観光庁としては、今後も災害発生時においてはこれまで得られた経験や教訓を生かし、関係団体等の正確な情報収集や正確かつ継続的な情報発信等を行い、災害に関する観光面での風評被害の防止に取り組んでまいりたい。

インバウンドについての風評防止のためにも、訪日外国人旅行者に対して、正確な情報を発信することが重要と考えている。例えば、熊本地震の際にインバウンド関係の対応としても、まず発生直後に、日本政府観光局、JTO のグローバルサイトで、主要な地震の情報、余震の情報等を可能な限りリアルタイムで発信し、九州、特に JR についての運行情報等を正確に情報発信してきた。九州に関しては、特にアジア地域の落ち込みが大きかったため、韓国・中国・香港・タイ等、落ち込みが大きかった地域を重点的にメディアや旅行会社に対して訪日プロモーションを実施してきた。

今後災害が起きた場合は、熊本地震の事例を参考にしつつ、関係機関とも連携し、適切な対応を行うことで風評被害の防止に努めていく。

(3) 旅育について

観光立国の実現に向け、地域を再発見し郷土愛を醸成するため、観光産業による地域経済への影響や観光資源について学習することは有用である。地域の観光資源を活用して授業を行うに当たって役に立つような教材とかノウハウ、地名集といったものの提供を進めていくように現在検討していると聞いているがその進捗を明らかにされたい。加えて、日本各地に個性があることを知り興味・関心を持ち、再発見することを実感できる子どもたちがふえるよう、観光を基軸とした学習機会の増加に向けた教科科目等の検討も引き続き進められたい。

【回答】

観光庁としても、観光立国実現に向け、地域を再発見し、郷土愛を醸成するため、観光産業による地域経済への影響や、観光資源について学習することの重要性を認識している。平成28年度には、子どもたちが地元の歴史や文化の魅力的な観光資源等を学習し、その魅力を発信する取り組みを行っている地域の事例を収集した。また、子どもたちが観光資源や観光産業を理解し、関心を探知することができる教材の作成及び普及の検討にも着手したところである。さらに、子ども観光大使等、地域の意欲ある教職員が行っている取り組みに対しても、協力している。ご指摘の観光を基軸とした学習機会の増加に向けた教科科目等の検討についても、関係する省庁と十分連携を図りながら調整を進め、引き続き観光教育の推進に取り組んでいく。

(4) 公共の場におけるインターネット接続環境の整備 (Wi-Fi 環境等)

世界的に携帯端末を使用した生活が定着化している現在において、国立公園など特殊な地域や山間部などの旅行先、温泉旅館などではWi-Fiの環境整備が十分ではなく、通常の生活ができないストレスを解消する必要がある。また、現存の無料公衆無線LANは利用制限として会員制であることが多く、利便性に欠けることから、無料公衆無線LANスポットや、その利用方法(利用範囲・制限等)を明確にし、海外への発信を強化すべきである。さらには、携帯端末の使用による、交通、観光案内は旅行の満足度向上につながることから、総務省や地方自治体など関係各所との調整や、十分な予算措置について検討されたい。併せて、無料公衆無線LANの乱立とバックボーンの脆弱さによる「繋がらない」環境の改善についても対策を講じられたい。

【回答】

通信環境の改善について、総務省と連携を図り、無料公衆無線LAN整備促進協議会を立ち上げ、まずは無料公衆無線LANの整備を行い、無料公衆無線LANスポットの周知や、利用手続の簡素化・一元化に取り組み、相互補完的に利用可能なSIMカードやWi-Fiルーターについての利用促進にも取り組んでいる。これらの無料公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの活用促進を図るた

めに、平成29年度も、総務省の事業として自治体等を支援する公衆無線LAN環境整備支援事業があり、また観光庁でも、訪日外国人旅行者受入環境整備準備対策事業で申請された宿泊施設や公共交通機関等のWi-Fi環境の整備を行う利用者に対して支援を行っており、これらを活用していただきたい。

(5) 自然災害時の対応について

台風などの自然災害によって交通機関に欠航・遅れが生じた際、空港や駅に多くの旅行者が殺到し、混乱状態となることが散見される。訪日旅行者も増加しており、よりスムーズな対応が必要である。自然災害時は、各企業の個別対応だけでなく、振替輸送や臨時便の運行、宿泊の案内など行政機関が主導して情報の提供や各種手続きの連携をはかる体制の整備をはかられたい。また、国が主導となり、旅行者向けの災害時マニュアルを策定やピクトグラム作成等の策を講じられたい。

【回答】

訪日外国人旅行者が安心して旅行ができるようにするためには、災害時において訪日外国人旅行者に迅速かつ正確に、必要な情報等を提供する体制を構築することが重要と考えている。観光庁においては、訪日外国人旅行者受入体制の課題を一つひとつ解決していくために、2015年3月、地方運輸局・地方整備局・地方航空局・都道府県関係事業者を構成員とする地方ブロック連絡会を、全国10のブロックで設置した。また、今年度については、さらに省庁横断的な課題解決に向けて、観光事業の推進地方ブロック戦略会議に出席し、協議をすすめている。

今後についても、これまでの取り組みを含め、災害時の訪日外国人旅行者に対する安心・安全の確保について対応を行いたい。また、自然災害の発生時の宿泊については、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016」にも盛り込まれているとおり、ホテル・旅館を避難、受入施設として位置付けるべく、民間事業者と自治体等の間で利用に関する協定の締結をまず実施したい。

(6) 旅行業法の改正について

①旅行企画商品では仕入れ手配によっては性質上、消費者からの取消料が発生時期より早期に仕入上の取消料が発生するものもあり、旅行会社での対応に苦慮するケースが散見されている。公正な取引を推進するためにも、標準旅行業約款の改正など諸基準の改定に向け、対応を検討されたい。

【回答】

ご指摘のとおり、仕入上の取消料の発生と、消費者からいただく取消料の発生が異なるという混乱が生じていることは重々承知している。このため、このような旅行商品にかかる約款については、標準旅行約款によらず、観光庁側で現在、モデルを策定し、個別認可で対応することとしている。

②海外 OTA は、本社を置く国・地域の旅行業法・ガイドラインに準じて販売を行っている一方で、日本の業者は国際競争力が劣っている面がある。国際競争力の高い旅行業法・ガイドライン整備を推進する勉強会を開くなど、Web サイト上の二重価格表示の制限がないことや、契約成立画面に公正取引協議会のロゴマーク表示などの作業への対策について検討されたい。

【回答】

日本の旅行会社の国際競争力を高めることは非常に重要だと考えている。そのため、今年度、若者を中心としたアウトバウンド促進について、十分な検討を行いたい。加えて、現在、観光産業革新検討会を開催しており、夏に取りまとめを行う予定である。

③空席(空室)連動型の運賃(料金)設定、受託手荷物や機内食などのサービス有料化、オンラインシステムの進化に伴い、広告表示価格と実際の価格とが一致しない事例や、広告表示価格が適用される条件が分かりにくくなる傾向にあるため、海外 OTA 含め、正当な広告表示の徹底にむけた対策を講じられたい。

【回答】

旅行会社と航空会社などのサプライヤーとの取引に、国が直接関与することは困難である。ただし、旅行者に対する運賃の設定や、受託手荷物に関する事項、機内食などのサービスの有料化などの事項については、

旅行者に対して、旅行会社がわかりやすい説明を行うことが非常に必要であると認識している。

(7) 訪日旅行について

①地上手配業者の登録制は、滞在中のサービスクオリティの確保や、緊急時の安否確認、多言語対応可能な交番や医療機関との連携の窓口になり得るという観点から、重要と考える。旅行業法の改正議論などもふまえ、について明らかにされたい。

【回答】

訪日旅行の地上手配業者の登録制に関しては、現在国会で審議中である。旅行業法の改正議論なども踏まえ、しっかりした取り組みを考えたい。

(8) 外貨両替の場所の増設

外貨両替のできる場所については、銀行やホテル等で対応可能だが、その数は十分とはいえない。免税店での両替対応の拡充など、対策を講じられたい。

【回答】

両替の場所の充実を進めることは重要な取り組みの一つと認識しているが、現在、外国人観光案内所における両替事業の強化、銀行やホテル、百貨店というような大規模な免税店を中心に、両替コストが比較的安価な自動両替機の設置が進んでいる。一方で、訪日外国人旅行者の利用実態を踏まえると、海外発行カード対応の ATM の設置の促進が重要と考えている。現在は、ゆうちょ銀行やセブン銀行のすべての ATM において、海外発行クレジットカードで日本円の現金を引き出すことができ、3 メガバンク、ファミリーマートやローソン等のコンビニエンスストア、複数の地方銀行も海外発行カード対応の ATM の導入が、順次促進されている。

今後も政府観光局の取り組みを通じ、海外発行クレジットカードが利用可能な ATM の情報提供について、引き続き行っていきたい。

(9) 日本国内の宿泊施設に対する統一的な制度の導入

諸外国のように日本における統一的な宿泊施設の 카테고리が存在していない。訪日外国客などが宿泊施設を選ぶ上での客観的な基準を整える必要があることから、日本国内の宿泊施設に対する統一的なカテゴ

リーなどの制度の導入について検討されたい。また、バリアフリー化に向けた対応などをはじめとした設備の統一表記基準の作成について対応を講じられたい。

【回答】

ホテルや旅館など、様々な宿泊施設がある中で、現在旅行者が求める宿泊施設のニーズは多様化している。そのような中では、宿泊施設を選択する上での客観的な基準を整え、旅行者にわかりやすく提供することが必要と考えている。そのため、平成28年3月に発表した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中においても、宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報共有の徹底について、取り組むべき目標として掲げた。今後、公平性・中立性に配慮した宿泊施設の評価制度の導入に向け、評価の実施主体、評価方法等の運用手法の検討や課題の抽出を宿泊業界とともに取り組んでいく。バリアフリー化に向けた対応などをはじめとした設備の統一表記基準に対し、現在厚生労働省で推進しているシルバースター登録制度がある。これを活用して旅行者の利便性向上に向けた情報発信について、進めてまいりたい。

(10) 乗り継ぎ旅客に対する訪日観光促進の強化

①2015年3月より成田空港周辺において「Narita Transit Program」が開始しているが、諸外国の取り組みに倣い、トランジット旅客に対する訴求強化が求められている。ついては、トランジット旅客に対して食事や休憩スペースの無料提供、日本文化（映画やマンガ、伝統芸能等）の鑑賞ができる常設ブースの設置、「Narita Transit Program」の利用状況、利用者の反応等の検証など主要空港（羽田、中部、関空等）へ波及させるなどの対策を講じられたい。

【回答】

2016年度のツアー参加者数は合計2,550名となっているが、ツアー参加者へのアンケートでは、日本文化を体験できる点やボランティアガイドによる手厚いおもてなしという点で、高い評価を得ている。引き続き、「Narita Transit Program」におけるツアーの実施と、効果的なプロモーション活動に取り組むとともに、主要空港へのトランジットプログラムのさらなる推進については、関係者の意見を踏まえて、検討してまいり

たい。

3. 観光需要の創出について

(1) 国内旅行市場活性化について

国内旅行市場活性化のためには、新たな形態として様々な分野の観光を創出し定着させることが重要であり、産業観光・長期滞在型観光、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムは地域の活性化にもつながる分野のため、他省庁での取り組みとも積極的に連携し、引き続き質の向上に取り組まされたい。

【回答】

わが国には、自然・文化・食など、全国津々浦々に魅力的な観光資源が存在し、また、観光はすそ野が広く、波及効果の大きな産業であることから、今後わが国の基幹産業として、また地方創生の柱となる産業として、さらに発展させていく必要がある。このような認識のもと、政府においては観光先進国の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて常に先手を打って施策を推進すべく、「明日の日本を支える観光ビジョン」及びそれを踏まえた新たな「観光立国推進基本計画」を策定した。ビジョンにおいては、観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に観光産業を確信し、国際競争力を高め、わが国の基幹産業に、あるいはすべての旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境にとった三つの視点を柱とし、今後取り組むべき改革が盛り込まれている。

このうち、第一の柱である観光資源の磨き上げに関しては、文化財の利活用、国立公園の体験型・活用型の空間への転換、農山漁村の滞在型・体験型の観光振興等の施策が盛り込まれている。また、平成28年度より、観光庁ではテーマ別観光による地方誘客事業によって、明治日本の産業革命遺産や、エコツーリズムを活用した諸誘客の取り組みを支援している。また、平成29年度からは、新たに古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりも支援している。

観光庁としては、文化庁・環境省・農水省など関係省庁とも連携して、全国各地における取り組みを支援し、これらの資源を活用した質の高い観光立国の実現をめざし、国内旅行市場活性化に貢献していく。

(2) 施設の開放

諸外国とも比較して、旅行者が容易に入場や貸切ができる文化財や施設については、施策が進んでいることは認識している。国宝級や世界文化遺産となっている施設や、一般的な公開期間以外の御所などの国・地方自治体施設の積極開放を促し、修学旅行や体験旅行の拡大に文化庁などの省庁間連携を深化させ、施設内部の公開にとどまらず、レセプションやガラディナー等での活用にも積極的に取り組まされたい。

【回答】

公的施設の開放は観光ビジョンでも主要施策の一つであり、昨年4月から順次、赤坂・京都迎賓館や皇室関連施設の公開拡大が始まった。引き続き積極的な公開の拡大に向けて検討を進めていく方向性を所管官庁とも確認しており、訪日誘客促進につなげていく。また、文化財・文化施設を単なる公開のみならず、レセプションやガラディナーを含むユニークベニューとして観光活用していくことは重要であると認識している。現在、例えば国立美術館・博物館では、異業種とコラボした展覧会の実施・シネマ上映・飲食スペースの設置など、積極的な活用が進んでおり、その他の施設での拡大についても、引き続き検討を進めていく。文化庁などとの省庁間連携については、例えば観光庁予算事業において、文化財の観光活用を重点支援する枠を設置し、文化庁が認定する日本遺産認定地域について、旅行会社での商品化を促すための相談会を観光庁が実施するなどの取り組みを進めているところであり、今後ともより一層施設の開放に努めていく。

(3) 軽減税率の適応

ヨーロッパ諸国などでは、観光需要を喚起するために、宿泊に関わる消費税を減免している国もある。アジア諸国との国際競争力を高めるうえで、訪日外国人の宿泊にかかわる消費税が増え、負担となることは、観光先進国の推進に影響をあたえる。また、国内では消費税増税により、旅行等のレジャーにかかわる消費の冷え込みが懸念される。そこで、軽減税率の適応や、連泊時に消費税を減免するなど検討されたい。

【回答】

現在、消費税が非課税となっているものは、商品券の譲渡や社会保険料の給付、また介護保険サービスの

提供など、課税対象としてなじまないものや、社会政策的配慮から定められているものに限られている。よって、負担軽減措置については標準税率や税負担の公正性の観点等、税制全体で慎重に議論されるべきものであると考えている。訪日外国人向けの税負担軽減措置については、平成26年度から、外国人旅行者向けの消費税免税制度の抜本的拡充を行っている。

(4) 産業革命遺産

「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録の決定後、2016年も国立西洋美術館の世界文化遺産登録への勧告がなされるなど各地へスポットが当たり、観光客の増加に伴い雇用の創出や周辺施設整備への投資等、地域活性化にも繋がっている。この機運を一時的なものに終わらせないよう各地の好取り組み事例の情報収集及び共有の場の創出や核となる人材育成等を通じ、持続可能な観光地の発展へのサポートに努められたい。

【回答】

2015年に世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産については、平成28年度よりテーマ別観光による誘客事業において、ガイドマップの作成やモニターツアー等の実施による周遊の仕組みづくりの支援を行っている。また、2016年に世界文化遺産に登録された国立西洋美術館については、周辺の台東区上野地区にわが国を代表する美術館・博物館等の文化資源が集積していることから、文化庁や観光庁、上野観光連盟等、官民をあげて文化観光先進国をめざす様々な取り組みが進められている。さらに、世界遺産の活用に向けた取り組みと課題について議論する場として、国内の世界遺産所在地の市長や官公庁長官など、関係者が一堂に会する世界遺産サミットが毎年開催されており、昨年は岩手県盛岡市で開催された。観光庁としては、このような取り組みを通じ、今後とも関係省庁・関係団体等と連携しながら、世界遺産の登録効果を一過性のものに終わらせることなく、持続可能な観光誘客及び地域活性化に向けた取り組みを支援していく。

(5) 旅行需要の活性化について

①地方創生について

1) ツーリズムの活性化が旅行需要の活性化と地域の創生とつながりが深いという観点も踏まえ、関係省庁との連携や今後の方向性について明らかにされた。

【回答】

観光振興にあたっては、地域の幅広い関係者が官民一体となって自然や文化等各地域の豊富な観光資源を徹底的に磨き上げ、魅力ある観光地域づくりを推進していくことが重要である。観光庁においては、国内外からの観光客を対象として、近隣の市町村と連携し、二泊三日以上の滞在に対応可能な観光地をつくり上げる、観光圏（整備）制度があり、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するための施策である「広域観光周遊ルートの形成促進」といった取り組みを通じ、魅力ある観光地域づくりや旅行事業の活性化に取り組んでいる。今後とも、関係省庁と連携し、観光を通じた地方創生地域活性化に取り組んでまいりたい。

2) 大都市圏のお金を地域に循環させるような取り組みにつながり、旅の力を地域の活性につなげていく一助となることから、ヘルスツーリズムプログラムを従事者に提供する企業へのさらなる助成について検討されたい。

【回答】

豊かな資源や体に優しい料理などを観光資源として活用するヘルスツーリズムについては、長期滞在型観光につながると認識している。ご指摘のとおり、長期滞在することにより、地域にお金が循環するものと認識している。観光庁においては、平成27年度より、自治体観光協会民間企業等で形成された協議会が実施する地域資源を活用した観光地域づくりの取り組みについて支援を実施しており、この事業により、ヘルスツーリズムに取り組む地域においても、現在支援を実施している。引き続き他省庁とも連携し、様々な観光資源を活用した観光地域づくりに支援していく。

②「児童・生徒社会体験休暇制度」（仮称）の創設について

学校休業日と有給休暇のマッチングについては「明日の日本を支える観光ビジョン」というビジョンでも示されているが、今後も休暇分散化に向けた「家族の時間づくりプロジェクト」や「ポジティブ・オフ運動」の取り組みと連動する形で労働者が「家族との団欒」と「家庭教育の充実・強化」のため、親の監督下でボランティア活動や旅行などにより社会体験をすることが必要である。「児童・生徒社会体験休暇制度」（仮称）のような、目的別休暇が創設できるよう関係官庁と連携して働きかけられたい。また、観光庁で取り組みをすすめている「家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業」については、学校休業日の制度策定が目的別休暇の創設に繋がるなど、学校休業日と有給休暇をマッチングさせることを念頭に、家族旅行へ行きやすい環境づくりの創出に向け、関係官庁と連携して働きかけられたい。

【回答】

家族の団らんや、家庭教育の充実強化のための家庭旅行を行うことは重要であるとの認識のもと、観光庁としては、関係省庁とも連携し、大人と子どもの休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプロジェクト」を推進している。休暇取得の促進のための目的別休暇については、親の裁量で子どもを休ませる、いわゆるリクエスト休暇なども含まれると認識しているが、その効果や学校教育制度との関係、社会的な状況を踏まえる必要があるため、今後も様々な観点から関係省庁と連携していく。

③「家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業」の推進

自治体の取り組み状況を見ると、地域のお祭り等のイベント開催日を休暇にあてる地域活性化の側面はあるものの、家族旅行の創出といった観光振興については十分とは言えないことから、観光庁をはじめとした行政が主導となった国内の旅行需要の活性化に向けた施策を作り出すことは重要な課題であると考え。については、「家族の時間づくりプロジェクト」について、学校休業日の制度策定が目的別休暇の創設に繋がるな

ど、学校休業日と有給休暇をマッチングさせることを念頭に、家族旅行へ行きやすい環境づくりの創出に向け、関係官庁と連携して働きかけられたい。

【回答】

観光庁では、家族の時間を創出し、旅行や地域活動等に有効活用していただくことを目的とした家族の時間づくりプロジェクトに取り組んできた。休暇を目的別に創設することに関しては、観光庁としては所管外であるが、家庭教育の充実強化のためにも家族旅行を行うことは重要であると考えており、関係省庁と一層の連携を図り、大人と子どもの休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプロジェクト」により、家族旅行へ行きやすい環境づくりを推進していきたい。

(6) アウトバウンド拡大による相互交流の拡大について

観光による国際交流は国際平和と国民生活の安定を象徴するものであり、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進させることのできる民間平和外交の代表的なものである。その実現のためには、訪日外国人を増やすことのみならず、二国間の相互の交流人口の拡大が重要である。「観光立国推進基本計画」にも盛り込まれている日本人の海外旅行者数の拡大を、これまで以上に強力で推進されたい。また、関係悪化により、日本人の旅行が減少している中国や韓国との相互交流促進について継続的かつ積極的に取り組まれたい。

【回答】

観光庁としても、インバウンドのみならず、国際相互理解を深めるためにアウトバウンドの活性化は非常に重要であると認識している。昨今の傾向としては、若者の海外旅行者の減少が顕著であるということ踏まえ、先日策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、若者のアウトバウンド活性化について、検討を進めるとしており、外務省など関係省庁と連絡をしつつ取り組んでまいりたい。中国・韓国のアウトバウンドについては、2016年は中国が前年比4%増、韓国が前年比22%増と増加に転じており、持ち直しの動きが見られている。交流はどちらかの一方ではなくて、双方向の交流が非常に重要と考えている。観光庁では、日中韓の観光大臣会合等の場を通じて、中

韓両政府と協力しながら相互交流の促進に今取り組んでおり、今後ともこの流れを継続していくことで、双方向交流の拡大に取り組んでいきたい。

(7) 休暇取得の分散化等に対する取り組みについて

①企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オフ運動」を推進しているが、有給休暇のみならず、各地域における休暇の分散による旅行意欲誘発と有給休暇促進に向けた取り組みとして、全都道府県で休日設定ができるような取り組みを国としても検討されたい。

【回答】

祝日法の改正についての所管は当庁ではないが、休日が増えること、特に土日の前後に休日が増えることは、旅行需要の創出につながるものと認識している。一方で、国民の有給休暇の取得率が依然として50%以下であることを踏まえ、観光庁としては、企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オフ運動」や「家族の時間づくりプロジェクト」等を引き続き推進し、関係省庁とも連携しながら、「明日の日本を支える観光ビジョン」のとおり、2020年までに有休休暇取得率を70%にする目標等に貢献していきたい。

②休暇取得の分散は地域経済の活性化により、税収も上がることが期待されている。については、休暇の分散化取得に仕組み、有給取得率が高い企業に対し、税制優遇などを一例として、休日取得が促進できる策を検討されたい。

【回答】

国民の休暇拡大については、顕在化していない旅行需要を掘り起こし、交流人口の拡大による地域経済の活性化につながるメリットがあると考えている。一方で、休暇を地域単位で分散させることについては、地域ブロックを超える事業取引、あるいは金融決済に支障が生じるなど、国民生活や企業の生産活動に与える影響も大きいということで異論があることも認識している。政府としては、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知するとともに、子どもの休みとあわせて有給休暇取得3日増をめざすといった施策を実施することとしている。観光庁としても、企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オフ運動」、「家族の時間

づくりプロジェクト」等引き続き推進し、関係省庁と連携しながら、休暇取得の増加に貢献してまいりたい。

(8) 食を活かした観光需要の創出について

和食は、ユネスコ無形文化遺産にも登録され、日本の観光資源として重要な役割を果たしており、国内では地域の観光需要創出の一助にもなっている。国によっては輸入制限のある食材があるものの、今後も、国内外への食に関する情報提供の強化と、ブランド戦略の支援に努められたい。

【回答】

和食の無形文化遺産登録や、いわゆる訪日外国人の皆様は日本食に非常に期待をもって来日されていることを調査でも確認しており、日本食についての発信は、非常に重要だと認識している。それを受けて観光庁では、食の魅力の発信については、海外メディアを日本に招聘し、例えば最近では北海道の海鮮、東北のさくらんぼ等、地域の食にフォーカスを当てた海外テレビ番組や雑誌等を通じた発信を行っている。加えて、農水省と連携し、日本食の魅力発信ポータルサイトであるテイストオブジャパンについて、JNTO のフェイスブック等を使い、海外に発信している。また、食をテーマにした米国のイベントでは、ロサンゼルスタイムズガザテイストの出店や、日本食文化を活用した訪日プロモーションを実施している。観光庁としては、このような取り組みを通じて、引き続き国内外への食に関する情報の提供の強化とブランド戦略の支援に努めてまいりたい。

(9) 閑散期における需要創出

ウインターリゾートエリアなどの季節により繁閑の差が大きい地域や、特定の観光資源に頼る地域では通年需要の掘り起こしに多くの課題が見受けられる。ついでには、さらなる地域経済の活性化に努めるとともに、通年需要の需要喚起に向け、引き続き地域・行政が一体となった取り組みを検討されたい。

【回答】

年間を通じて観光客に訪れてもらうためには、地域の関係者が一体となって、地域に様々な存在する観光資源といったものの磨き上げを行い、魅力ある観光地域づくりを推進していくことが重要であると考えている。

また、こうした地域により長く滞在していただくために、学校休業日と有給休暇取得のマッチングといった国民の皆さんが旅行に行きやすい環境づくりを推進するということが重要である。ただし、観光客の季節分散については、国内外の旅行者が大きく減少する冬場の観光振興のスキーリゾート地域の現状と課題について幅広く調査し、今後の方向性等を検討するために、スキーリゾート地域の活性化についての検討会を設置し、先日最終報告を取りまとめたところである。観光庁としては、この最終報告を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、魅力ある観光地域づくりと旅行需要の喚起の両面から、地域の取り組みを支援していきたい。

(10) トラベルヘルパーの育成

平成28年4月1日より施行された障害者差別解消法により、障害者の旅行や宿泊時における利便性を高める必要がある。しかしながら、現状として要介護者を介護するヘルパーの不足が顕著であり、安心して旅行するための介助者であるトラベルヘルパーの不足が予想される。また、トラベルヘルパーの認知度も低く人財育成に向けた取り組みが必要である。障害者の方が安心して旅行や宿泊ができるよう、サービス関連産業の人財育成の一環として、トラベルヘルパーの資格取得推進に向けた助成について検討されたい。

【回答】

ユニバーサルツーリズムの普及促進に関しては、平成24年度から予算措置を講じている。平成25年度には地域の受入改正強化マニュアルというものを策定した。その中において、トラベルヘルパーや外部ヘルパーなどの様々な関係者との連携促進などがかかっている。ユニバーサルツーリズムの普及促進については、ソフト面からトラベルヘルパーの育成や観光関係者の研修などに取り組む団体の広報普及、啓発活動などを支援したい。

(11) 燃油サーチャージ制度について

航空会社が徴収すべきサーチャージを旅行会社が負うことで、旅行会社の負担が大きい。とりわけ募集型企画旅行では、旅行代金への総額表示の取り組みが進み、燃油サーチャージの変動は旅行会社にとってリスクとなっている。また、受注型企画旅行や海外修学旅行では、受注時と旅行開始時で大幅な変動が生じることもあり課題となっており、サーチャージの金額の変動による徴収額の変更への対応は非常に煩雑で、利用者が対応に苦慮している。また、日系以外の航空会社によっては HP での説明は不十分であり周知されているとは言い難いことから、徴収方法について利用者へのさらなる周知・理解に向けた対応を検討されたい。

【回答】

燃油サーチャージ制度については、旅行業者が取引を扱う広告表示や、契約書面などにおける取り扱いについて、平成 20 年に通達を發出し、旅行者の保護の徹底を図っている。今後、燃油サーチャージの制度に変更があった場合などは、必要に応じて旅行業協会や都道府県に対して周知徹底を図ってまいりたい。

(12) 国内旅行市場の創出と旅行者支援のための制度

①長引く国際情勢不安とデフレマインドから、余暇産業である旅行産業、とくに海外旅行市場に影を落としている状態が続いている。また国内旅行市場においても、日本的文化を体験できる旅館の稼働率も低調のまま推移している実態もあり、旅行産業のみならず関連事業者への経営にも影響を及ぼしている。国でも短期的な震災後の振興 CP や復興割など喚起策を実行しているが、効果は限定的であることから恒常的な取り組みが必要であり、継続的な旅行需要の創出を、旅行業従事者自身の努力とともに税制の側面からも支援が必要である。ついては、他の産業にも見られるように、年度の旅行代金に応じて一定の税額控除を検討されたい。

【回答】

軽減措置の考え方は先述したとおり、税制全体で慎重に議論するべきものと考えている。一般の旅行振興に関しては、ツーリズムの促進などを通じて、旅行市場の活性化に取り組んでいきたい。

②広域ルートに含まれない地域への新たなルート設定・促進や、公共の交通機関のない観光地への観光タクシー、バスなどの配備、各都道府県、市町村単位でインバウンドの推進コンサルタントによるハード面・ソフト面の人財育成と合わせて、免税対応店舗の申請に県観光課や県観光連盟等より手続きしやすい環境整備を検討されたい。

【回答】

広域観光周遊ルートについては、全国で 11 地域の計画を認定しており、現在、日本の大部分の地域が含まれている。広域観光周遊ルート促進事業においては、観光資源の磨き上げや、バスの実証実験なども含む受入観光の整備、また海外のプロモーションの実施などの地域の取り組みを支援している。また、観光産業にかかわる人財育成については、わが国の観光産業を牽引する人財の育成や、地域の観光産業を担う中核人材の育成の取り組みを行っている。さらに、連携対応エリアの拡大に向けて、地方運輸局、経済産業局の連携、相談窓口の周知活性を推進している。

(13) 訪日教育旅行の促進

訪日教育旅行は有意義だと認識されてはいるものの、スケジュール調整の問題や関係諸機関において担当窓口がないなど、オペレーションにおいて受け入れ体制の課題が多い。早期のグローバル体験の意味も含め交流の実現を増やし、双方の満足度を高める取り組みを講じられたい。

【回答】

訪日教育旅行の目的地を決めるキーパーソンである海外の教育関係者や、日本招聘事業及び日本の学校関係者、自治体などが参加したプレゼンテーションを台湾で開催している。また、訪日教育旅行に関して、文部科学省や国際交流基金等の関係機関との連携が非常に重要と考えており、世界 9 か国 500 名の日本語教育関係者、日本語を学ぶ学生を招聘した訪日教育旅行・日本語スタディツアーを JNTO と国際交流基金で共同実施するなど、訪日教育旅行を誘致するためのプロモーション実施している。観光庁としては引き続き地域の教育や関係部局等、関係者との連携を推進し、地域の訪日教育旅行の誘致をするため、プロモーション実施を通して訪日教育旅行の促進を図ってまいりたい。

(14) 情報セキュリティに対する投資を業界全体で推進する組織の設立

今後の情報セキュリティに対する基準は今より高まり、更なるセキュリティ投資が必要となることが想定される中、旅行業界の健全な競争の実現を前提に、投資が出来る大手企業に対して、中小エージェンต์に対する情報セキュリティ対策の支援が必要である。については、観光産業に関する個人情報を一括で収集・管理し、セキュリティ対策を行う組織を設立し、加盟金で組織運営を行うことで、セキュリティ投資負担を按分する環境を作るなどの支援を講じられたい。

【回答】

情報セキュリティ対策は、旅行業全体にかかる重要な問題であると考えます。日本旅行業協会に設置されたITセキュリティ特別委員会と連携しながら、観光庁では誠実に対応したい。

(15) 観光産業の人財活用の促進

観光地の魅力を発信・案内できる人財（観光のプロ）が枯渇しており、日本各地における地域の情報発信元である観光協会への人財配置や通訳ガイドとしての人財活用などの整備も急務である。一方、観光地でのボランティアガイドの活躍が進む中、観光地によって案内レベルが平準化出来ていない。観光産業からの退職者を自治体・観光協会にて活用し、地域の魅力を発信する推進機能の強化が必要。また産業全体として観光地ごとの試験等を実施し、観光ガイドごとの一定の基準を設けるなどによる、ガイドの案内レベルの高度化・平準化について検討されたい。

【回答】

地域の魅力を効果的に発信し、国内外からの観光客を地方に戦略的に誘客するため、地域の多様な関係者の合意形成のもと、マッチングに基づく効果的、効率的な情報発信のプロモーション等を行っている。

通訳案内士制度においては、今般通訳案内士法の一部を改正し、通訳案内士試験の科目に通訳案内の実務を追加するほか、定期的な研修制度を導入することによる通訳案内士の維持・向上に努めていく。

(16) スポーツ観光の促進による地域活性化に向けた取り組みの強化

2020年東京オリンピック・パラリンピックにむけてスポーツを基軸とした地域活性化にむけた各種提言がされているが、超高齢化社会を背景とした現在としては、健康寿命の延長が課題とされている。高齢者の健康増進とスポーツ観光を関連させた政策として、スタジアムやプロリーグの本拠地を基軸とした都市計画の推進、病院や介護、スーパーマーケットなどを併設したスポーツ施設の建設や健康増進プログラムと地域プロスポーツチームの関わり接点強化を政策として促進することでスポーツ観光を基軸とした地域活性化について、対応を検討されたい。

【回答】

スポーツ観光を基軸とした地域活性化については、重要な施策と認識している。平成29年度には、テーマ別観光における地方誘客事業において、全国ご当地マラソンやサイクルツーリズムを採択し、支援を行っている。観光庁としても、スポーツ観光を基軸とした地域活性化について、引き続き推進し、高齢者のスポーツ増進や、スポーツ観光を基軸とした都市計画の推進、健康増進プログラム等の地域プロスポーツの関わり接点強化など、スポーツ観光を基軸とした地域活性化について、関係省庁とも連携しながら検討を進めていく。

(17) 日本におけるテロ対策の強化

訪日外国人旅行者の急増からもテロに対する国民の意識を高める必要があると同時に日本の主要空港などのセキュリティ対策の強化が求められている。国民一人一人の意識向上を国・地方自治体を中心に取り組むことが有用であると考えますが、今後の安全対策についてその方向性を明らかにされたい。

(18) 外国語対応機能 AED の増設

現在英語音声の流れる AED が十分に普及していないため、訪日旅行者の救命活動に支障がでる可能性が高まっている。訪日外国人が集まる首都圏、および2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピックの会場周辺を優先的に、英語やその他外国語対応 AED の増設を検討されたい。

(19) 自然災害発生時の訪日旅行者への対応改善

自然災害発生時に訪日旅行者が情報を得られる Web サイトやアプリなど、インターネットを利用した対応策は講じられているが、ホテル、旅館、鉄道会社などにおける対応マニュアルは各事業会社に委ねられている。大規模災害時などは初動時の身の安全の確保が重要であり、訪日旅行者に対面で接している各事業所の取り組みを平準化出来るツール整備やマニュアル整備について、対策を講じられたい。

【(17)～(19)の回答】

観光庁では、平成 26 年 10 月、観光宿泊施設に対して、災害発生時の初動対応・多言語での情報提供方法・情報提供のあり方に関する調査事業を行い、自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアルの策定ガイドラインを作成した。昨年、熊本地震の発生後、九州運輸局において同ガイドラインを活用し、熊本地震の被災地域の宿泊施設等において避難誘導マニュアルを作成し、それを活用した訓練の実施、講習会での周知という実証事業を実施した。また、平成 29 年度も、この取り組みを継続している。また、作成したマニュアルの取り組み内容については、10 ブロックある各地方ブロックごとの連絡会に活用し、情報共有を含めて水平展開を図り、今後も訪日外国人旅行者が安心できるよう、取り組みを強化していきたい。

(20) 災害ボランティアツアーへの補助金導入

災害ボランティアツアーに関して、旅行会社以外の団体が主催をすることに関して業法違反として指導が入っているが、旅行業者に委託する場合の委託手数料が懸念されている。災害ボランティアツアー内容の申請・審査のもと、復興に向けた一助として参加者の負担軽減にもつながることから、国もしくは自治体から補助金制度を検討されたい。

【回答】

災害ボランティアツアーの安全かつ円滑な実施に向けて、適正な対策を講じてまいりたい。

(21) 旅行事業者格付制度について

宿泊施設、交通機関、アクティビティやツアー催行会社の品質認定のため、独立した外部機関による統一した品質基準に基づいた審査を実施することにより、旅行者が安心して予約先を選択できる制度の導入を検討されたい。

【回答】

旅行事業者の格付制度について、旅行者が安心して旅行会社を利用するということは、非常に重要であると考えており、適切な対応を考えていきたい。

(22) 民泊サービスについて

「民泊サービスの仲介業者」については、利用者の安全性を確保する観点から、ただ単に空き部屋を紹介するだけではなく、仲介業者としての責任を求めていくためにも、旅行業法を適用されるよう講じられたい。

【回答】

住宅宿泊事業法案は、3 月 10 日に閣議決定され、現在国会に提出されている。住宅宿泊事業者が仲介を委託する、旅行業法の登録を受けた旅行者、または本法案の登録を受けた住宅宿泊仲介業者に対しては、利用者保護のため、旅行業法と同様の責務が課されている。約款手数料の公示、契約書面の交付、違法行為のあっせん等の禁止があり、違反した場合には、行政処分や罰則が行えるように規定が整備されている。

4. 被災地復興について

東日本震災から 5 年が経過する。被災地をはじめとする東北の景気の減速が懸念される中、復興庁における観光産業分野における取り組みが行われていることは理解するが、その情報発信力は十分とは言えず、支援策の認知度が低いことから振興にばらつきが見られる。また、水害等の被災地域への観光産業における復興支援策も同様である。観光産業は被災地域に貢献する産業と考えられることから、今後も東北をはじめとした被災地に対し、継続的に以下の観光振興策に取り組まれたい。

また、観光産業における復興支援にあたっては、観光庁と復興庁の連携が見える形で取り組まれたい。

(1) 被災地状況の定期的な発信

(2) 震災語り部育成サポートと多言語で対応できるよ

うな仕組みづくり

- (3) 定期的な線量検査と情報発信
- (4) 東日本大震災などの被災を将来に語り継ぐことができる施設の整備
- (5) 震災や水害などの被災で得た教訓をもとに、観光地においても住民以外の観光客が安全に避難できるような体制構築

【回答】

訪日外国人が全国的に急増する中、東北地方では、一昨年ようやく震災前の水準を回復したにすぎない。そのため、昨年を東北観光復興元年として、これまで以上に東北の観光復興に力を入れて取り組んでいる。具体的には海外の旅行会社やメディアなどを東北に招いて、東北の魅力を海外に発信するとともに、全世界を対象とした統一プロモーションを実施するなど、情報の発信に取り組んでいる。加えて、昨年度、東北の観光復興に関し、地域からの発案に基づき、実施する取り組みを支援する東北観光復興対策交付金を新たに設けたところであり、地域で実施する体験プログラムなど、滞在コンテンツの充実強化、プロモーションの強化、受入環境整備などに対して支援を行っている。さらに、福島については、風評被害対策及び災害復興に資する観光関連事業として、県が企画立案し、観光名所を紹介するパンフレット作成などによる国内プロモーションの実施や、教育関係者の招請等による教育旅行の再生事業といったものに対する補助を実施している。なお、外国人向けに、観光施設や宿泊施設での自然災害発生が発生した場合の対応についての情報発信を引き続き行っており、普及に努めている。また、安全な避難体制の構築については、旅行会社を対象にパンフレットの作成、配布やセミナー開催などを通じ、災害時の適切な初動対応ができる体制整備を促進している。さらに、訪日外国人旅行者に対して、観光宿泊施設向けに自然災害発生時の訪日外国人旅行者への対応マニュアル策定ガイドラインを作成しており、普及に努めている。観光庁としては、引き続き復興庁をはじめとする関係省庁及び自治体とも連携を強化し、観光立国の実現に取り組んでいく。

【航空局】

1. 首都圏空港の整備について

(1) 空港施設について

訪日外国客需要の増加の影響や夜間のLCCの増便などにより、深夜時間帯に空港を利用する人が増えている。旅行者に対する安全への確保と安心して空港を利用できるよう、空港会社などと連携の上、空港施設の待合室整備などの改善について、検討されたい。

【回答】

成田空港・羽田空港では、航空旅客が増加している中、空港会社などにおいて、夜間滞在環境の整備や改善に取り組んでいる。羽田については国際線ターミナルTIAT側において24時間利用できるラウンジやシャワールーム、ターミナルビル直結のホテルを整備しており、旅行者に休憩や宿泊できるスペースを提供している。また平成28年3月から乗継ぎ等で長時間滞在する旅行者用に保安エリアにパーティション付きのリラックスチェアを新設し、待合スペースの充実を図っているところである。成田空港については、平成27年4月に供用開始した第三ターミナルでは、早朝便利用の旅行者のための24時間開放を実施している。平成27年7月にも第二ターミナル内にターミナルを利用される旅行者の滞在場所として約400席の座席、畳スペース、キッズパークを設けた待合所「北ウエイティングエリア」を開設し、平成28年7月には第二ターミナルに24時間営業の飲食店も開店している。旅行者の夜間の安全確保のために警備員が定期的に巡回をしつつ、空港の夜間滞在環境の整備改善を図っている。今後も引き続き、旅行者が安心して空港を利用できるよう、空港会社などと連携の上、待合室等の改善については検討してまいりたい。

(2) 羽田空港について

国内線における自家用車での空港利用促進による利用客拡大のためにも、羽田空港周辺の駐車場開発および深夜の時間帯でも公共交通機関の整備を実現し、柔軟な交通機関の整備に取り組まされたい。

【回答】

羽田空港への移動アクセスについては中央環状線の開通によるアクセス向上等に伴い、自家用車利用が増加傾向にあり、繁忙期等において長時間の駐車場入庫待ちが生じている。このため、国では関係事業者と連携し、繁忙期における駐車場混雑緩和のため、公共交通機関の利用促進に向けた取り組みを行っているところである。一方で、自家用車による利用についても、駐車場の増床による駐車場容量拡充の検討を進めるとともに、繁忙期において臨時駐車場を開設することにより、利便性の確保向上に取り組んでいるところである。

また、羽田空港の深夜・早朝時間帯のアクセス改善に向けて、平成27年度から、東京国際空港の深夜・早朝時間帯において、アクセスバス運行協議会を運航支援等の実施主体としたアクセスバスの運行を行っている平成29年度については停留所の新設や運行ルートの見直し等により、深夜・早朝時間帯の空港アクセスのさらなる利便性向上に取り組んでいるところである。今後とも関係事業者等と連携して、羽田空港のアクセス改善に取り組んでまいりたい。

(3) 成田空港について

LCC 利用者の増加が今後も想定されることから、利便性向上のためにも、空港へのアクセスのさらなる改善や、安全性を確保した施設整備に取り組まれない。

【回答】

成田空港は、訪日外国人旅行者・LCC 利用者の増加により、成田空港と都心のアクセスに慣れていない利用者が増加傾向にあることから、国際競争力の強化のためにはアクセスのさらなる利便性向上が必要と考えている。このため、平成26年10月に行政機関・交通事業者・成田空港会社などの関係者による「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」というのを設置し、ソフト面を中心として関係者が連携・協力して取り組みを行っている。これまで航空機の遅延等における地上交通手段を確保するため、遅延便対応要領の策定及び運用の開始、各交通機関の運行情報等を一元的に表示するデジタルサイネージの設置、成田空港のアクセス利便性向上に関して鉄道・バス事業者と協働でPR等を実施している。平成28年度は、悪天候

時における大規模滞留者の発生時のアクセス確保対策として、貸切バスの手配やタクシーの配車要請の仕組みを構築して運用を開始した。また、成田空港のアクセス利便性を訴求するため、交通事業者との協働 PR の継続、空港から都心までの公衆無線 LAN を事業者横断的にまとめたリーフレットの発行を行っている。今後も、空港アクセスにかかる事業者横断的な課題を引き続き検討・協議し、空港アクセスのさらなる利便性向上に向けて、さらなるサービスの改善・拡充の取り組みを進めていく。

また、成田空港会社の中期経営計画（2016～18年計画）の基本戦略において、安全の徹底追求が位置づけられており、「安全」はすべての基本であるので、すべてに優先するものと位置づけられている。引き続き関係者とも連携しながら旅客の利便性向上に取り組んでまいりたい。

2. 地方空港のあり方について

(1) 各地方空港については、路線の拡大やLCC誘致などを積極的に進めつつ、福岡空港の発着枠の拡大や、新千歳空港の夜間・早朝時間帯の乗合タクシーや、駐車スペースの柔軟な対応を含めたバスなどの整備など、地方空港特有の問題解決への取り組みを講じられたい。

【回答】

福岡空港は、航空機の混雑及びそれに伴う遅延を緩和するために2つ政策を実施しており、一つは滑走路増設事業、そして平行誘導路二重化を含む国内線ターミナル地域再編事業である。特に滑走路増設事業については、県・市と協力しながら平成37年3月末の完成に向けて着実に進めてまいるので、引き続き協力をお願いしたい。

(2) 訪日外国客の増加が顕著であるが、今後、地方空港においてチャーター便や一般旅客出発時の保安検査や出発・到着時の入国審査、税関手続き等(CIQ)について円滑な対応が図れるよう、一層の利便性の向上に取り組まれない。また、他省庁との連携、ならびに取り組みに関する進捗状況について明らかにされたい。特に多客期においては、カウンターや団体旅客の待ち合わせ場所等の不足による混雑が生じており、施設の拡充に対して関係各所との連携を強化し、受け入れ体制

の均質化に取り組まれない。

【回答】

急増する訪日外国客の対応については、保安検査及び出入国審査、税関手続等のCIQの円滑化は重要である認識している。CIQについては、CIQ関係省庁が一体となって対応を進める連絡体制を構築している。また地方空港におけるCIQの機能強化の具体的な取り組みとしては、引き続き新千歳空港や那覇空港においてCIQ施設整備の活用を進めるほか、空港ビルの各社におけるCIQ施設整備に対する補助金を今年度は創設した。各省庁においても、要員増や出入国審査としてのバイオカードの導入が進められているところである。今後ともCIQ関係省庁と連携し、円滑な対応に必要な取り組みを進めていきたい。また、今年度に創設した訪日誘客支援空港の認定等に関する取り組みとして、CIQ設備のほか、バゲージハンドリングシステム、ボーディングブリッジ等の整備に関しても支援していくこととしており、今後とも空港管理者と連携して、空港受入れ環境の強化を進めていきたい。

保安検査については検査を厳格化しつつ、円滑化が図られるよう取り組みを進めているところであり、今年度は先進的な保安検査機器の導入に加え、CT型のX線検査装置にスマートレーンを組み合わせた運用に関して評価試験を実施することとしている。

(3)成田空港を始め地方空港において、新規就航路線の優遇策への国からの支援拡充を求めたい。たとえば平成28年4月1日より平成29年3月31日まで羽田、千歳、福岡を除く、国の管理する空港において、新規就航や増便等一定の要件を満たすと空港使用料が1年間軽減されているが、2年目以降の優遇措置も検討されたい。

【回答】

2020年に4,000万人等の目標の実現のためには、首都圏空港などの大規模空港だけではなく、地方空港発着の国際線を充実させ、地方ネットワークの流れを創出する必要がある。このため、国土交通省においては、全国の地方空港のうち、高いレベルの訪日外国人誘致の取り組みが行われている地域にある空港を「訪日誘客支援空港」と認定した上で、着陸料の低減等のコス

ト低減やCIQ施設等の整備促進など、国際線の就航促進に向けた総合的な支援措置を講ずる制度を平成29年度より設けたところである。訪日誘客支援空港に認定された国管理空港においては、新規就航増便にかかる着陸料低減措置の期間を、現在の1年間から最長3年間に延長するなどの支援の拡充を行うこととしている。

(4)各地域の民間業者と自治体の連携で地域の観光産業の活性化を可能とするため、国や県が中心となった国内外に向けたPR活動、空港までのアクセスの整備、補助金制度の実施など検討されたい。

【回答】

急増する訪日外国人旅行者の円滑な受入れのために、各地方において運輸局・航空局あるいは関係者で構成される観光ビジョン推進ブロック会議において、現状の課題整理を行っている。空港アクセスに関する取り組みとして、平成28年は、北海道・東北で周遊バスの実証運行、高速バス実証事業などを実施しており、今後とも運輸局・地域事業者・空港が連携して取り組みを進めてまいりたい。

(5)中部空港の置かれている状況は、東京（成田・羽田）・大阪（関空・伊丹）と比較しても旅客・貨物ともに便数や利用客が減少している。また、福岡・札幌といった国内観光需要や訪日外国客需要に支えられている地方空港と比較しても同様の状況である。今後の中部空港の活性化に向け、その方向性を明らかにされたい。

【回答】

中部国際空港の旅客数は平成24年度より5年連続で増加しており、需要回復の兆しが見受けられているところである。今後の活性化については、中部国際空港株式会社において、新ターミナルの整備等が予定されていることは承知しており、国としてもCIQ施設の整備等により空港会社の事業を支援していく。

3. ビジネスジェット市場の活性化について

世界的にもビジネスジェット市場が活況であり、諸外国から日本への利用者も増加傾向にある。後も諸外国に向け、羽田・成田以外のビジネスジェットの受け入れが可能な日本の空港を積極的にプロモーションするとともに、地方空港においても、利用者の要望を踏まえビジネスジェットの利用促進に向けた環境整備に引き続き取り組まれない。

【回答】

羽田・成田以外の空港においても、ビジネスジェットを受入れることはわが国の国際競争力強化のために重要であると認識している。羽田・成田以外の空港におけるビジネスジェットの利用環境の改善について、国際的な会議やイベントなどを通じ、積極的にプロモーションしており、今後も引き続き実施していく。また、ビジネス空港の発展を目的とした日本ビジネス航空協会とともに、これまで全国空港の受入れ環境の改善を図ってきている。今後も引き続き、利用者の要望を踏まえ、ビジネスジェットの利用促進に向けた環境改善に取り組んでいく。

【住 宅 局】

1. 宿泊施設に対する支援について

改正耐震改修促進法により、一定規模の宿泊施設は2015年度までに耐震診断が義務付けられ、結果が公表されることになったが改修における費用は多額の費用を要する。税制面での優遇等はあるものの、建築資材の高騰や、人手不足の背景も踏まえ、実質的な廃業に追い込まれている施設も出ている。ついては、改修を行う宿泊施設に対するさらなる支援強化を検討されたい。

【回答】

平成25年の耐震改修促進法の改正により、ホテル・旅館等の宿泊施設を含む不特定多数の者が利用する大規模建築物などに耐震診断が義務付けられた。この法改正を踏まえ、耐震診断・耐震改修に係る国の補助制度について、補助率の引き上げを行っている。

※耐震診断：国 1/3

→(地方公共団体の補助制度がある場合)最大 国 1/2

※耐震改修：国 11.5%

→(地方公共団体の補助制度がある場合)最大 国 1/3

{防災拠点の場合：国 1/3→(地方公共団体の補助制度がある場合)最大 国 2/5}

この補助率の引き上げは、平成27年度までの時限措置とされていたが、平成28年度予算において耐震改修について3年間(平成30年度末まで)の延長を行うこととしました。また、平成29年度予算において、天井や建築設備の安全性の確保を図るため、耐震改修に係る補助対象限度額の拡充を行った。今後とも、地方公共団体と連携し、宿泊施設の耐震化の支援に努めていく。

【都 市 局】

1. トイレの整備について

諸外国と比較して日本は公共トイレが多く設置されていることから安心して観光できる環境となっているものの、観光地近隣においてさえ、清掃が行き届いていない公共トイレもあり、結果的にその観光地はもとより日本のイメージを損ねることになる。公共トイレは数だけでなく、清潔さも一つの「観光資源」にできるよう、公共トイレの整備に目を向ける必要がある。また、多目的トイレの活用についても、ユニバーサルデザインの観点から観光施設や宿泊施設への設置に際し、関係省庁との連携の上、義務化や補助などの対策を講じられたい。また、利用者に対する案内表示の充実やトイレの水洗機能の統一などソフト面の拡充についても検討されたい。

【回答】

社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)を活用し、以下の要件を満たす場合に公共トイレを整備できる可能性がある。

- ・市町村において、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を作成し、当該計画に事業を位置づけ、総合的な街づくりの一環として実施すること。
- ・地域要件など、各種交付の要件を満たすこと。また、社会資本整備総合交付金等(都市公園・緑地等事業)を活用し、一定の事業要件を満たす場合に都市公園内にトイレを整備できる可能性があります。

文 部 科 学 省

1. 「児童・生徒社会体験休暇制度」（仮称）の創設について

学校休業日と有給休暇のマッチングについては「明日の日本を支える観光ビジョン」というビジョンでも示されているが、今後も休暇分散化に向けた「家族の時間づくりプロジェクト」や「ポジティブ・オフ運動」の取り組みと連動する形で労働者が「家族との団欒」と「家庭教育の充実・強化」のため、親の監督下でボランティア活動や旅行などにより社会体験をすることが必要である。「児童・生徒社会体験休暇制度」（仮称）のような、目的別休暇が創設できるよう関係官庁と連携して働きかけるなど、今後も検討されたい。また、観光庁で取り組みをすすめている「家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業」については、家族旅行へ行きやすい環境づくりの創出に向け、学校休業日の制度策定が目的別休暇の創設に繋がるなど、学校休業日と有給休暇をマッチングさせることを念頭に、今後も関係官庁と連携して働きかけられたい。

【回答】

文部科学省では家庭教育支援を推進しており、その観点からご提案されている児童・生徒社会体験休暇制度（仮称）の目的である家族の団らんや家庭教育の充実・強化は、非常に大切な視点であると考えている。家族で旅行に行くことや、親子のボランティア活動、社会体験活動は、家族のコミュニケーションをふやす観点から大変興味深いものと考えている。また、文部科学省としては企業や地域の雇用の主体の参画による家庭教育支援を推進しているところであり、企業による自主的な取り組みを期待したい。なお、自治体レベルにおいては、「家庭教育サポート企業等制度」という名称で、家庭教育を支援するための環境づくりの取り組む企業等と提携を結び、相互に協力して家庭教育の推進を行うところもあると承知しており、このような取り組みが普及することを期待したい。

学校側からの取り組みでは、年間平均約160日ある公立学校の休業日の設定については、祝日や土曜日、日曜日のほかに、学校の設置者が定めることとなっており、既に現行制度上も各地域・学校において様々な工夫が可能な制度となっている。文部科学省としても、

地域において家族で学び、様々な体験をする機会の充実を図る観点から、既に各地域・学校で行われている取り組みがさらに進めやすいよう、一層の制度の周知を図っていく必要があると考えている。そのような観点から、昨年4月には、学校休業日に関する情報を地域の経済団体・社会教育施設といった幅広い関係者とも共有し、学校休業日の設定について積極的に検討していただくことを文書で教育委員会に要請した。文部科学省が発行しているメールマガジンや刊行物、各種会議においてもその旨の周知を図っている。さらに昨年、まち・ひと・しごと創生本部が作成した「地方創生事例集」にも好事例を掲載している。今後も関係省庁と連携し、こうした取り組みがより進めやすくなるよう、一層の周知を図ってまいりたい。

2. 留学派遣支援制度の充実について

異文化の体験は国際性を養うとともに、将来の日本を担う若年層の国際理解を深めることにもつながることから、留学派遣支援について、進捗を明らかにされたい。

【回答】

日本人の海外留学については、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略等において、2020年までに大学生は6万人から12万人に、高校生は3万人から6万人へと倍増させることとしている。文部科学省は、海外留学する際の経済的負担を軽減するため、国費による奨学金制度の支援人数を平成26年度に1万人から2万人へと倍増させている。また、平成26年度より民間の協力を得た新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」を開始している。これまでにこの制度により、大学生は2,440人、高校生は814人を採用しており、順次海外留学をしているところである。意欲と能力のある全ての若者が海外留学の機会を付与できるよう、引き続き海外留学支援に努めてまいりたい。

3. 旅育について

観光立国の実現に向け、地域を再発見し郷土愛を醸成するため、観光産業による地域経済への影響や観光資源について学習することは有用である。地域の観光資源を活用して授業を行うに当たって役に立つような教材や、ノウハウ、地名集といったものの提供を進めていくように現在検討していると聞いているがその進捗を明らかにされたい。加えて、日本各地に個性があることを知り興味・関心を持ち、再発見することを実感できる子どもたちがふえるよう、観光を基軸とした学習機会の増加に向けた教科科目等の検討も引き続き進められたい。

【回答】

日本各地に個性があることをしっかり興味と関心を持つということについては、大切なことと考えている。これまでも社会科や地理・歴史科において、日本の様々な地域の歴史的背景や産業・生活・文化などを考察・学習してきたところだが、本年3月に改訂した小中学校の学習指導要領においては、小学校の社会科において、県内の特色ある地域で人々が協力して特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解することなどを明記し、学校に関する教育の充実を図ったところである。また、本年度中に改訂を予定している高校の学習指導要領においては、地理学習のより一層の充実のために、新科目として地理総合の設置を行うこととしており、これを実現することで、これまで53%だった高校の地理学習の履修率を100%とするように詳細を検討している。総合的な学習の時間などにおいても、地域の観光資源なども活用しながら教科横断的・総合的な学習を実施することが可能であり、引き続き観光庁などと連携しながら、こういった教育を充実してまいりたい。

4. 外国人留学生の受け入れ強化について

訪日外国人の拡大に向け、日本を訪問し言語や文化を学び帰国する外国人の受け入れを強化することは重要である。外国人留学生の受け入れ体制整備と経済的支援や優遇措置に取り組むとともに、ワーキングホリデービザ制度を活用した外国人の受入についても積極的に取り組まれたい。

【回答】

外国人留学生の受入れについては、日本再興戦略等において、2020年までに30万人へと倍増させることとしている。文部科学省は、平成25年12月、「世界の成長を取り込むための外国人留学生受入れ戦略」を取りまとめ、留学生の受入れの重点地域を設定し、優秀な外国人留学生の受入れを戦略的に進めていくことを行っている。奨学金による経済的な支援だけでなく、外国人留学生の住環境・受入れ体制の整備・日本における就職支援の充実に努めることによって、留学生をふやしていきたいと考えている。ワーキングホリデービザについては、留学が目的ではないことで外務省が所管になるが、引き続き関係省庁として相談してまいりたい。

5. 公立学校の修学旅行予算について

公立学校の修学旅行の予算上限については、各自治体で設定しているものの、消費税増加や宿泊代金の高騰など物価上昇などを反映した設定とは言えず、旅行手配にも支障がでているなど、観光産業の魅力向上実現への阻害要因となっている。未来を創る子供たちへ旅行を通じた日本や世界の良さが認識できるよう、価値ある旅行を提供するためにも旅行代金の見直しを関係省庁と連携のうえ、検討されたい。

【回答】

公立学校の修学旅行については、各教育委員会の定める実施基準等を踏まえて地域の実態等を考慮し、実施されるものである。また、その実行実施に当たり、原則、全ての児童が参加できるように計画すること、また、実施に当たり必要な経費を軽減することが求められているという面もある。したがって、国が一律に予算上限の見直しや根拠のある予算設定に向けたルールを策定することは、政策になじまないと考えている。

6. ワークルールの学校カリキュラムへの導入

訪日外客数の増加に伴い、以前からの少子高齢化問題と相まって、いまや国内のあらゆる産業で優秀な人材の取り合いが続いている。こうしたなか、特に労働集約型産業である観光産業においても、採用競争力の向上が企業存続のため必要不可欠であり賃金を含めた労働条件の改善・向上を実現し、人的財産の確保と流

出の抑止に取り組んでいる。一方で、こうした労働条件への対応が各社における労使の努力によって図れるものの、増え続ける需要に対しては施設・店舗等のハード面の充実ばかりが先行し、そこで働き良質なサービスを提供することで、企業ブランドを形成する人財が全く追いついていないのが現状であり、その結果従業員1人あたりの業務量は増加していき、長時間労働が問題視される事態となっている。このような事象を未然に防ぐためにも、各労働条件において定められている法定基準やワークルールを使用者・労働者ともにきちんと習得する必要があると考える。ついては、労働する際に誰しも必要となる法律や決まりごとであるワークルールについて、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、正社員、管理職等、様々な雇用形態での知識を習得するため学校カリキュラムへ導入し、使用者・労働者いずれの立場でも、社会に出る前の学校教育の場において身につけることで、労働全般にまつわる諸問題の未然防止を図ることを検討されたい。

【回答】

これから社会に出て働くことになる若者が労働法制の基礎知識の理解を深めることは、職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考える上で重要なことと考えている。このため、文部科学省としては、大学等において労働法制や労働者の権利に関する理解の促進を図っている。具体的には、厚生労働省と連携を行い、各大学等へ通知を発出し、学生等に対して労働法制の周知を図るセミナーや講義を実施する場合は、各都道府県労働局と連携して取り組むよう促すほか、働くときのルールなどについて取り上げたハンドブックを周知している。また、具体的な教育内容は、大学の自治があるので、各大学が自主的に決定するものではあるが、約4割の大学において、労働者としての権利・義務などの労働法制に関する授業科目が開設されているなど、取り組みが行われているものと承知している。今後とも、厚生労働省と連携を行いながら、労働法制や労働者の権利に関する指導が適切に行われるよう、努めていく。

また、子どもたちが労働基準法などを理解し、労働問題について考えることが重要だと考えている。義務教育段階においては、本年3月に導入した新しい学習

指導要領においては、中学校社会科において職業の倫理と役割、雇用と労働条件の改善等について考えさせるなどの指導を行うこととしている現行の規定に加え、仕事と生活との調和という観点から、労働法について改めて規定するなど、関連するものの充実を図ったところである。高等学校においては、中央教育審議会の答申において、新科目「公共」に労働関係法制を含む雇用労働問題などを題材例として示すなど、社会的・業的な自立に向けて必要な力について意見・提言をいただいているところであり、その内容を踏まえて、平成29年度中に学習指導要領の導入に向けて必要な検討を行ってまいりたい。また、アルバイトにおける昨今の状況を踏まえ、厚生労働省と連携して3月末に経済団体・業界団体に対して、労働関係法令の遵守等の決定を再度要請したところである。文部科学省としては、今後とも厚生労働省と連携しながら、関係法規等に関する理解促進に取り組んでまいりたい。

総務省

1. 日本国内の交通手段における公共Wi-Fiの拡充と強化

現在、日本における公共施設のフリーWi-Fiについては、カフェやホテル・事業所等には整備が進んでいる。移動に使用する交通手段では東海道新幹線・成田エクスプレスや日本航空の一部の機体のような公共交通機関においてはフリーWi-Fi設備が整っているものもあるが、観光バスや・タクシー等にはまだまだ整備がされていない。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及と連動して情報発信や情報収集を行う日本人観光客はもちろんのこと、増加傾向にある訪日外国人旅行にも合わせた環境整備が必要である。また、公共交通機関および移動交通手段を資産として経営する事業所への移動手段へのWi-Fi設備設置に伴う投資費用の支援を求めたい。また、当該通信会社への指導・助言も検討されたい。

【回答】

総務省では、Wi-Fiの整備の支援は防災の観点から行っており、避難所や避難場所などの防災拠点、あるいは人が集まる公的な拠点、観光案内所・自然公園・都市公園などの公的な拠点に、防災の観点からWi-Fi

を地方公共団体等が整備する際に支援するという取り組みを行っている。一方で、ご要望があるような観光バスやタクシーに関して、観光的な目的なところは国土交通省・観光庁の内容になろうかと思う。過去には観光バス等のWi-Fi整備は、観光庁で支援も行っており、総務省としては防災の観点から行っているという状況である。また、Wi-Fiに関しては、観光庁と総務省で「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を行っている。観光庁の所管する事業者、交通系の事業者と通信事業者、地方公共団体が集まって協議会を行っており、その中でWi-Fiの整備をどのように進めていくか、整備促進、周知・広報、利用手続の簡素化に向けて進めている。

【消費者庁】

1. 宿泊施設のアレルギー対応に関する法整備と支援

増加するアレルギー対応について、各宿泊施設の対応可能範囲に大きな格差があり、旅行者は安全な食事対応に対する不安を抱えていることから、誰もが安全・安心な旅行が楽しめるように行政主導のもとで統一的なアレルギー対応に関するマニュアルの整備や段階的な対応力強化に向けた指針策定について検討されたい。

【回答】

宿泊施設のアレルギー対応については、厚生労働省の「旅館業の振興指針」（平成27年2月12日厚生労働省告示第23号）において、今後5年間（平成27年度から平成31年度末まで）における営業の振興の目標として、「営業者においても、食物アレルギー情報の自主的な情報提供の促進に向けた対応が望まれる」とされており、業界団体においても対応手順書の作成・配布が行われている等、様々な取り組みが実施されていると承知している。消費者庁としては、こうした取り組み状況を注視するとともに、引き続き、事故情報の収集を行い、必要に応じて対応を検討してまいりたい。

外務省

1. パスポート取得手数料の減免、手続きの簡素化について

日本人の海外旅行者数は平成28年における2,000万人の目標達成に向け、官民一体となった取り組みを推進しているが、国際社会での相互理解にもつながる海外渡航機会を減らさないためにも、パスポート取得手数料の減免などの海外渡航優遇施策に取り組まれない。

（具体的検討項目）

(1) 12歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げ。

(2) 20歳以下を対象とした、5年有効旅券の発給手数料の引き下げ。

【回答】

現在、手数料を減額する対象を12歳未満としているものは、鉄道、バス、航空運賃など社会通念上、概ね定着していると思われる基準を参考としたものである。旅券手数料は法定事項でもあり、旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げるためには法改正が必要であり、公平性・客観性の観点から、対外的に十分理解を得られる合理的理由が必要と考える。

(3) 本人が申請した場合の即日発行。

【回答】

我が国旅券の国際的信頼性を確保するためには、なりすまし等による旅券の不正取得を防止する必要があり、旅券の申請から発給までには、本人確認等の審査に一定の時間が必要である。外務省としては、各都道府県の旅券事務所における旅券発給の標準処理期間について、行政手続法の関連規定に基づき、「おおむね6日間」としている。

(4) 窓口の受付・交付時間や場所のさらなる拡充。

（申請は住民登録のある市区町村にて対応）

【回答】

旅券事務は都道府県の法定受託事務であり、都道府県により旅券事務の一部（申請受付及び交付）を市町村に委託している。平成29年4月1日現在、全国で828市町村に再委託されており、都道府県事務所の旅券申請窓口（189か所）と合わせ、旅券の申請・交付

ができる窓口数は約1,100カ所と年々増加している。なお、都道府県が旅券事務を市町村に再委託するか否か、旅券事務所をどこに設置するか(窓口時間を含む)等については、住民サービス・利便性及びそれに係る行政費用等の観点から各都道府県が決定しており、国として指導・助言する立場にはない。

(5) パスポート申請・更新手続きの簡素化見直しとセキュリティ強化

【回答】

旅券は、政府が所持人の国籍や身分事項を証明する唯一の国際的身分証明書であり、国際的信頼性を維持・向上することは重要課題である。そのため、概ね5年ごとに最新のセキュリティ対策を講じた仕様に変更している。磁気旅券についても、セキュリティに関する国際標準を踏まえつつ、セキュリティの一層の強化を行う方向性で検討中である。その一環として、昨年、磁気旅券の基本デザインに葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用することを発表した。見開き毎に異なるデザインとすることで偽変造をより困難にしている。また、旅券は国民の海外渡航の権利を保障するものであり、発給を受ける国民の利便性・行政サービスの向上も重要な視点であり、行政コストを考慮しつつ、その改善に努めているところである。本人確認は慎重に行う必要があるため、現行の必要書類等を直ちに緩和することは困難であるが、将来的に、戸籍事務における個人番号(マイナンバー)制度の活用など、旅券制度を取り巻く社会制度が進展すれば、旅券の申請・更新手続きの簡素化についても検討していきたい。

2. 旅券申請書入手方法のWeb化について

旅券申請書については、現在市区町村の窓口や旅券センターでしか入手ができない。地理的・時間的に制約を受けて不便である。そこで、旅券申請書のWeb化による、利便性向上に取り組まれない。

【回答】

自宅などで一般旅券発給申請書等(電子ファイル形式)をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、手軽に申請書の作成を行うことができるダウンロード申請書を開発し、平成28年1月から全在外公館

での運用を開始した。運用開始後、改善点や利用者からのご意見を踏まえ、電子ファイル形式ではなくブラウザ上から直接必要事項を入力して申請書を作成できるシステムを開発しており、国内については、平成30年度中の運用開始を目標に準備を進めている。

3. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

国際交流拡大の観点から、今後も観光需要の拡大が見込まれる地域(去年はミャンマー・インド・カンボジア・ロシア・ブラジルについて確認したが)など、日本人の観光ビザ免除対象国拡大に向けた取り組みが必要である。対象国拡大に向けた取り組み状況を明らかにされたい。

【回答】

(1) ミャンマー

2013年3月、ミャンマーを訪問した岸田外務大臣よりワナ・マウン・ルイン外相(当時)に対し、ミャンマー側による日本側に対する査証発給条件の緩和措置の早急な決定を要請するなど、ミャンマー側に累次働きかけ。2015年7月、ミャンマー側は、観光ビザについてEビザ(インターネット上で査証取得が可能となり、申請から発給までの時間も短縮された)を導入し、査証発給手続きの簡素化が実現した。

(2) インド

2015年12月の日印首脳会談において、両国の首脳は両国国民間の交流を促進することの重要性を認識し、両国国民のため、ビザの手続きを一層簡素化することの重要性を強調した。同首脳会談において、モディ印首相は具体的措置として、ビジネス関係者を含むすべての日本人を対象にインド到着時の数次査証発給の決定を表明し、2016年3月1日から実施している。

(3) カンボジア

カンボジア政府は、かねてより空港到着時の査証発給やインターネット経由のEビザ発給を導入するなど手続き簡素化に努めている。2013年11月には、日本の一般旅券所持者に対する数次査証の発給も開始した。観光査証免除については、随時カンボジア政府との間で議論を行っているが、実現に至っていない。

(4) ロシア

日本人に対するロシア観光ビザの発給条件緩和は、日露間の人的交流の促進にも資するとの認識の下、種々の要素を勘案しつつ、ロシア側に対し様々な機会にビザ発給の条件緩和を申し入れており、今後も申し入れを継続する考え。

(5) ブラジル

我が国は、ブラジルとは、短期数次ビザに関する覚書に署名し、昨年2月23日より、日本国民に対する観光ビザの有効期間がそれまでの「最長90日」から「最長3年」となった。(一回の最長滞在期間は90日)

法 務 省

1. 出入国審査の迅速化の促進策について

入国審査の迅速化と接遇向上について、引き続き取り組み強化の要請とあわせて、自動化ゲートの拡充および事前登録の簡素化や周知、拡充に努められたい。空港セキュリティ検査に関しては、日本出国時には航空機内でのテロを未然に防ぐ砦として、ボディスキャナーの導入等によるハード面の強化に取り組まれているが、国内線の出発時においても警備の強化を図るなど、検査の実効性を高める取り組みに努められたい。

【回答】

最近の取り組みとして、入国審査を行う職員の増員や、バイオカードを活用し、審査を迅速化する取り組みを進めており、4月中旬から成田空港を初めとする12空港でバイオカードを運用開始している。また、接遇の向上についても重要と考えており、例えば新規採用者向けの研修をつうじ、接遇関係の研修も行っている。そのような取り組みを通じ、速やかな審査や接遇の向上に努めたい。現在、自動化ゲートは事前登録をすることとなっている。旅券と指紋情報は、システム上、事前登録が必要であるが、簡単な申込書を書くことにより、空港でも5分程度で手続き可能となることから、活用をお願いするとともに、今後も周知に努めてまいりたい。

(航空貨物関係)

厚生労働省

1. 航空貨物の輸入に関する件

申告手続きの取り扱いや必要書類等で各検疫所での対応が異なっている場合

がある。ついては、以下の件に関して、可能な限り効率的・合理的な方法を検討し、対応の標準化に取り組まれない。

食品監視課において、担当者によっては未だに今までと異なる書類の提出を求められるケースがある。また、担当者が不在の場合の引継ぎが十分でないため、その担当者が戻るまで進捗が不明となる場合もある。具体的には、食品等輸入届出書を朝9時に提出しても翌日午後にならないと連絡がない場合や、2日経っても連絡がない場合、そして食品などの指定表示申請が必要と考えられるものについては、製品ごとに厚生労働省食品監視課に問合せしているものの返事が遅い（1週間以上）場合がある。（消費者庁）さらには、突発的に食品衛生法に該当する貨物が入ってきた際に、FAINSの申請が間に合わないケースや、成分分析表の記載内容について、空港においては同一書類の受理が断られるケースなどもある。審査時間が長期化すると、航空輸送最大の特性であるスピードを損なうだけでなく、時間超過により保管料の発生にもつながるため、諸外国における24時間対応や審査員の増員など、審査時間の短縮にむけた改善策を講じられたい。また、継続案件に対する届出番号の入力など、対応方の見解を統一されたい。

【回答】

ご指摘のような事例は特段発生していないと承知しているところだが、今後このようなことが発生した場合にはご連絡いただければと考えている。24時間対応については、輸入届出書の提出は貨物が本邦に到着する7日前から受け付けているという制度で運用しているところであるので、24時間対応というのも既に十分対応ができているものと考えている。継続案件に対する届出番号の入力について、平成25年より継続案件の輸入をNACCS上で行うという場合には、過去に輸入したときの輸入の届出番号が入力できるようなシステム改修を行ったところであり、したがって、こちらにつ

いても既に十分対応ができているものと承知している。

国土交通省

【港湾局】

1. 港湾地区について

(1) 国際コンテナ戦略港湾として、阪神港及び京浜港が選定され、国・港湾管理者・民間の協働体制を構築し、港湾政策を深化するとされている。今後の体制強化にむけ、「選択」と「集中」を基軸とした戦略として、日本の港湾地区における物流の円滑化を図るため、今後のハブ港をはじめとした日本の港湾地区の発展についてどのように進めていくのか、今後の展望を明らかにされたい。

【回答】

わが国の港湾においては、それぞれの港湾が地域の経済や雇用を支え、あるいは物流の拠点としての企業の活動を支えています。地域の特色に合わせて、それぞれの港湾についてその機能を発揮し、地域の産業の活性化、ひいてはわが国経済を支えるものとなるよう、しっかりと引き続き取り組んでまいりたい。

(2) 一部のふ頭では、港湾地区の整備がトラックを中心に考えていると思われるため、通勤者など徒歩利用者をあまり想定しておらず、歩道も未整備の為、通行に危険を感じる。ついては安全対応の観点から対策を講じるとともに、美化についても検討願いたい。

【回答】

臨港道路については、一般道路と同様に道路交通条例に準じて港湾関連車両や一般車両、自転車、歩行者との交通量に応じて必要な環境を設定しているところである。また、植樹帯についても同様に公条例に準じて沿道環境等に配慮し設定している。臨港道路の清掃については、港湾管理者の日常的な管理の一環として実施されるものであり、個別の事案があれば、各港湾管理者に申し出願いたい。国土交通省としても、皆様からいただいた意見については機会を捉えて管理者に伝えていきたい。

【航空局】

1. 成田空港の安全対策について

成田空港貨物地区について、労働安全面において非常に危険な状況にあるため、重大な事故が発生する前に以下の安全対策をはじめとした、貨物地区における設備の抜本的な改善に取り組まれない。

(1) 貨物地区内の交通ルール徹底に向けた速度超過、路上駐車に対する取り締まり強化に関する取り組みについて明らかにされたい。

(2) C-6号線及びC-3号線沿いの施設における路上駐車に対する安全対策の進捗状況について明らかにされたい。とりわけ、夜間作業時の安全対策についても確認されたい。

【回答】

航空陸区の制限速度遵守徹底を目的に、貨物地区構内フォークリフト使用要領改正を平成28年7月に実施し、構内で使用するフォークリフトの登録申請時に速度制限装置等の設定状況証明書の添付を義務づけるとともに、貨物地区交通対策協議会安全パトロールの際に、スピード板、看板を用いた速度超過車両に対する新たな啓発活動を実施しているところである。

路上駐車対策としては、警備員による積極的な注意・指導を実施するとともに、構内交通ルール違反の目立つ運送事業者等の管理責任者と面談を行い、構内の交通事故発生状況等を通知した上で、従業員に対する交通ルール遵守徹底の要請、各社の交通安全対策のヒアリングを行うなどの交通事故削減に向けた各種取り組みを実施している。平成28年度23社で実施している。

また、過去に、路上駐車に対しては重点的な対策を実施しており、警備員による積極的な注意・指導、トラック待機場の移動など注意・指導しており、長時間の駐車や路上での積み下ろし作業に対しては注意書、警告書を発出するなどの厳格な対応を行っている。

夜間作業時の安全対策としては、横断歩道、路面マーキング等の夜間視認性向上を目的とした高視認性塗料による補修工事の実施、また貨物地区交通対策協議会での議事等を踏まえたC-6号線上、C-10号線との交差点付近での照明増設による照度確保等の対策を実施しているところである。

(3) 貨物管理ビル前の道路における路上駐車が恒常化や、混雑時には、二重駐車も行われており進入車両の運転手が歩道上の歩行者を認識しにくくなり危険である。空港西通り2交差点に無理な右折も改善されていない。については、警察とのさらなる連携を行い、運転手への交通ルール遵守を図るなどの安全策を講じられたい。

【回答】

当該道路が道路交通法の適用道路であることから、成田国際空港警察署に対して、適宜巡回等の依頼を行い、駐車車両の排除や駐車違反の取締りのほか、交通量がふえる夕方等に、警察官による立哨等を実施していただいている。また空港西通りの交差点についても、成田国際空港警察署において、交通量がふえる夕方の時間帯など、警察官による立哨等の交通安全対策を実施している。引き続き警察当局と連携して、車両運転者に交通ルール遵守を働きかけていく。

(4) 貨物地区の上屋周辺などにある歩車分離用に設置されているグリーンベルトが消えかかっているおり、交通安全対策として機能しているとは言い難い。また、グリーンベルト上を走行してUターンや逆走、横断、待機する車両が散見されることから、安全確保の為に車両運行規則の徹底を求めたい。

【回答】

グリーンベルト等の路面マーキングだが、貨物地区交通対策協議会安全パトロール及び成田空港会社による構内巡回パトロールの際に、グリーンベルト、横断歩道等の塗装及び路面塗装の状況についての確認を実施しているところである。

平成28年度は官庁合同庁舎前の横断歩道の新設を含め、40カ所の路面マーキングの補修工事を行ったところである。また横断歩道等の視認性向上のために、高視認性塗料の使用や車両運転者に対し、より横断歩道を認識させるためのマークの新設を行った。あわせて、構内交通ルール違反車両に対しては警備員による積極的な注意・指導、注意書や警告書の発出等の対策を実施している。

(5) 成田空港の輸入上屋で積込中や引取待ちのトラックが歩行者レーンに停車している事があり、歩行者が車道を歩かなくてはならなくなり危険である。また、トラック待機場が不便なため、待機場を上屋近くへ設置をもとめたい。

【回答】

歩行者レーンの駐車対策だが、貨物地区交通対策協議会安全パトロール及び成田空港会社による構内巡回パトロール並びに警備員による構内巡回パトロールの際に、駐車車両に対し、トラック待機場への移動を促すとともに、長時間の駐車車両については注意書や警告書を発出するといった対策を実施している。

トラック待機場については、現状の物理的な制約の中では、上屋近くへの新設といったハード面による対応がまだ困難な状況にあるが、引き続き貨物需要動向を見据えた上で、必要な施設整備の検討を進めてまいりたい。

2. 首都圏空港における国際貨物の活性化施策について

(1) 成田空港

航空物流システム全体の底上げは、航空物流産業の振興のみならず日本の国際競争力の維持・向上につながる重要な取り組みである。新滑走路の活用など将来の貨物需要の発展に向けた方策について、今後どのように進めていくのか、その方向性を明らかにされたい。

【回答】

地元と協議を進めている滑走路増設を始めとする成田空港のさらなる機能強化にあわせて、貨物地区の施設展開についてもあわせて検討を進める予定にしている。

(2) 羽田空港

羽田空港においては国際貨物の取扱量は増えているが、実際は成田空港からの転送貨物などにより増えているのが実情であり、依然として空港内倉庫の運営を民間会社が行っていくには厳しい環境となっている。羽田空港における国際貨物活性化について、今後の方策について明らかにされたい。

【回答】

羽田空港における国際貨物取扱量については、平成26年3月30日の国際線年間発着枠3万回増枠に伴い、旅客便貨物が増加し、現在大幅に増加しているところである。具体的には平成25年度の国際貨物取扱量が15.4万トンであったのに対して、平成26年度は約31万トンと対前年比で2倍以上に増加している。またその後も平成27年度の国際線取扱量が約33.6万トンと着実に増加しているところである。

また、羽田空港においては飛行経路の見直し等により、発着枠は2020年までに約4万回拡大することを目指しており、今後さらなる国際貨物取扱量の増加が期待される場所である。今後とも、羽田空港における国際線貨物の需要創出や環境整備に関しまして、深夜・早朝時間帯の国際線にかかる着陸料の低減措置等を引き続き実施してまいりたい。

3. 航空保安制度の運用について

(1) 現状、フォワーダーが荷主と国土交通省の間にはいり、RA合意書・特定荷主の確定のための確認書・特定荷主確定所を荷主と契約している。また、国土交通省のKS/RAのガイドライン（航空貨を取り扱う職員の保安管理・施設の保安措置・施設貨物の保安措置や管理・教育訓練等）に従いフォワーダーは荷主に必ずその内容を説明する義務がある。市場原理の働く荷主とフォワーダーとの関係で安全性を担保するのではなく、KS/RA制度の業務効率化を図るため、国土交通省が直接荷主と合意書を結び、管理するなど、国が航空安全の確保にむけた取り組みとして努められたい。

【回答】

航空における特定荷主の確定行為については、国が航空貨物の爆発物検査、貨物の保管、運送中の不法干渉防止などの保安対策の要件について、「特定荷主の遵守事項にかかるガイドライン」を定め、このガイドラインに従ってRA事業者は特定荷主の保安体制を確認し、確定を行っている。

また、国はRA事業者に対する監査を実施する際に、特定荷主に対しても、調査を行い、特定荷主も保安体制等についての確認等を行っており、ガイドラインの策定とあわせて、航空安全の確保に努めているところ

である。

(2)危険品輸送に関する荷主への啓蒙活動・教育訓練については危険品輸送時などにおいて、荷主が危険品に該当するものとしめないものを理解していない知識不足や、責任の重さを認識していないケースが散見されている。法務省では危険品輸送に関わる商法の改正を視野に入れた議論がされているが、法改正に向けて、荷主が最低限の知識と、危険品を取り扱う責任の重さを認識させるための取り組みを検討されたい。更に、危険品輸送に関する啓蒙活動や、国土交通省ホームページでの情報提供を行うなどの対策を講じられたい。

【回答】

航空貨物利用運送事業者が航空会社に搬入するということから、航空局及び総合政策局において、航空会社もしくは航空貨物利用運送事業者に対し、貨物を引き受ける際の品名確認及び外装確認の徹底や、危険品輸送という場合にはその都度、確認するように平成21年に通達を発行している。また、荷主等に関しては、危険物に関する知識の付与や安全啓蒙を図る目的で業界団体が行う講習会に積極的に、我々が講師として派遣しており、あらゆる機会を通じて講習会を行っている。国土交通省ホームページにおいては、貨物に関する危険品代表例を記載し、一般貨物では輸送できないというような内容のページも掲載しており、引き続き掲載内容については、関係団体等と調整の上、充実させていくことにしている。今後、危険品輸送の防止のための必要な措置、対策については、関係省庁及び各種団体と調整の上対策していきたい。

(3)SDS の記載事項について

16項目の輸送について、具体的な規定を設け正確な情報の記載を義務化するなどの対策を省庁連携の上講じられたい。

例：「安全な輸送を行うこと」のような曖昧な表現ではなく、危険品の場合はUN NO、PG、Class の情報を必ず記載。通常品ならば「該当なし」など。

【回答】

SDS（安全データシート）だが、我が国においてのSDS は経済産業省所管の化管法、厚労省所管の労働衛生安全法等、所管法令によりその作成が義務づけられているところである。一方、我々航空輸送において危険物の安全確認等、当該書類で行っているというところもあるので、貨物輸送の関係は省庁内で情報共有して必要に応じていく。

4. 航空貨物の輸出に関する件について

Li-ion の取り扱い規則については、ブッキング方法やラベルの有無など、業務や作業が不統一である。危険品との認識で特別作業が必要であることなども想定し、他省庁や業界団体との連携により確たる規則を定め日本国内での取り扱い方法の周知徹底を図られたい。

【回答】

リチウム電池の輸送の方法については、飛行中の安全確保に鑑み、国際標準に基づき我が国においても航空機の爆発物等の輸送基準等を定める告示という形で国内担保している。リチウム電池を含む安全輸送については、今後とも各省庁及び業界団体と情報共有を図りながら、引き続きあらゆる方法で周知を行っていく。

農 林 水 産 省

1. 動物検疫の合格証取り出しについて

動物検疫の申請等を行う際、ネットワークエラーなどが出てしまうとその後二度とその申請を修正等することができなくなるなど、業務を行う上で非常に手間がかかり、利用者に対して不便が生じることから、システムの改善を講じられたい。

【回答】

システムから印刷できる合格証（動物検疫検査合格通知書）や動物検疫所非該当通知書につきましては、動物検疫所で発行する証明書の交付に代えて発行する書類であることから、1度しかPDF ファイルとして出力できないようシステムで制限している。仮に誤って、合格証（動物検疫検査合格通知書）や動物検疫所非該当通知書を印刷や保存する前にPDF ファイルを閉じた場合には、申請先の動物検疫所にその旨を伝えていただくことで、動物検疫所から合格証（動物検疫検査合

格通知書)や動物検疫所非該当通知書を提供可能となるので、その際には連絡を頂きたい。なお、申請書については、システムでの出力や印刷の制限は設けていないため、保存後や申請後であれば、何度でも印刷が可能となっている。また、細目に保存することで、パソコンがフリーズしても再度印刷することができる。その他、Web上のNACCS(旧ANIPAS)の手続で不明な点がありましたら、申請先の動物検疫所に問い合わせ願いたい。

財務省

1. 税関官署間の対応の標準化について

税関官署間で、申告手続きの取り扱いや必要書類等で対応が異なっている場合がある。ついては可能な限り効率的・合理的な方法を検討し対応の標準化に取り組まれない。

(具体的事項)

同一商品を輸出入する際に申告税関官署、及び担当者によって商品に対する税番などの見解が異なり、関税率が異なる場合が見受けられる。それにより、通関現場で荷主に対して理由が説明できず困惑していることから、見解が異なるような事象を発生させないよう税関官署、ならびに担当者間における見解を統一させる仕組みの導入に取り組まれない。また、税関職員への周知方法について、教示願いたい。

【回答】

税関では、全国で統一的な見解を伝えるためにも、関税局からの指導はもちろんのこと、各種、特に専門的な分野に関してセンター機構を設けており、指導を行っている。これによって、全国税関による適正な通関ができるように努めている。輸入の申告の場合にも、事前教示をつうじ関税分類に文書で分類を相談いただくと、輸入の際に税番が尊重されることになるため、この制度を活用願いたい。仮に、関税率等について何らかの疑問が生じた場合には、通関担当部門や関税監査官部門、などの専門機関も設置しているので、相談願いたい。

2. 通関料の下限料金の設定

通関業者の地域限定制度の撤廃や通関料金の上限廃止など大手業者有利の関税法改正により、地域に根差した中小の通関業者は今後厳しい状況になる事が予想される。今後も公正な取引や、適切・適法な通関サービスを維持するためにも、関税法において通関料金の下限料金の設定を検討されたい。

【回答】

ご存じのとおり、最高額の定め廃止が既に行われており、通関業者自ら創意工夫を生かして提供するサービスの内容やコストに応じた自由な料金を収受することが可能となり、個々の通関業者のサービスの質が高まることや、健全な通関業務の発展に資することが期待されている。そのような理由から、平成28年度の関税法改正において、財務大臣が通関業務にかかる料金の額について、必要な定めをすることを可能とする規定が廃止された。また、下限料金の設定については、税理士や公認会計士等は、いずれも自由料金制となっている。港湾運送事業等については、事前届出や事後届出など一定の規定はあるものの、届出制という形になっている。下限料金の設定は今のところ、他の類似の業法、土法等では無い状況にあるため、意見があったということは承知しているが、平成28年度関税法改正を踏まえ自由料金制に移行したというところをご理解いただきたい。

3. 蔵入承認申請業務の簡素化

蔵入承認申請は輸入(納税)申告と違い、保税地域にて長期の蔵置を申請するものであり、関税の納付を伴うものではない。しかしながら、蔵入承認申請時には通常の輸入(納税)申告と同一の内容(項目)を必要とされている。その為、蔵入承認申請時に課税価格の計算、統計品目番号の適用などに時間を要するため、迅速な対応に支障がある。蔵入承認は制度的には輸入通関よりも保税業務の要素が強いものであり、現在の申請時の入力項目を簡素化することで、今後伸張が考えられる免税店ビジネスへ大きな効果が期待できる。また、蔵入承認後、国内に引き取る際に行う蔵出輸入申告において、現状通りの申告内容(項目)で行うことにより関税の徴収は担保されるものとする。以上

のことから、蔵入承認申請時の手続きとして、品目ごとの申告価格、統計品目番号、関税率等の申請書類作成に時間を要する項目を簡素化し、必要最低限の項目での申請を可能とするなどの対応を検討されたい。

【回答】

保税蔵置所に貨物を長期に置くという場合1ヶ月以上経過して置くというような場合には承認申請出してください事となっている。その際に貨物の実態を把握すると外国貨物が到着後、何のチェックもなく長期に置かれる状態というのは望ましくないことからチェックが必要であると認識している。また、税関関係法令だけではなく他法令の要件を満たしていることが条件として輸入されるという貨物もあるため、貨物の確認や他法令の確認を行うためにも承認を必要としている。審査においては、こういった項目について課税標準等の項目についても、財務省として必要であると考えている。

4. NACCS更改に伴う法人番号取扱運用の改善

税関発給コードは随時紐付を行うものの、JASTPROコードについては輸出入者からの登録依頼により紐付が行われる。この紐付は義務ではない為、紐付の度合いが不明である。紐付されていない輸出入者又は法人番号のみを有する輸出入者に関しては法人番号、輸出入者名、住所の入力を全て通関業者が手入力で行うこととなるが、輸出入者名・住所の入力誤りなどの重大非違発生リスクが高くなる。また、作業効率の悪化を招き、迅速な通関の妨げとなる。重要項目である輸出入者符号を法人番号とする以上、法人番号とJASTPROコードの紐付を必須とし、かつ、法人番号に英文情報を持たせることにより、申告書作成に当たり重要項目の手入力が排除され、適正かつ迅速な通関に大きく寄与するものと考えられることから、2017年10月更改予定の次期NACCSの輸出入申告において法人番号の入力が義務付けられる。法人番号とJASTPROコードの紐付を義務化し、且つ法人番号自体に輸出入者名・住所の英文情報を付加することにより、それを輸出入申告書上に反映させるなどの対応を講じられたい。

【回答】

今まではJASTPROコード、もしくは税関発給コードという二つのコードを使用していたものを今年10月のNACCS更改から法人番号として使用いただく予定である。また、急に法人番号だけ使うということになる弊害をふまえ、既存の番号と法人の番号の紐付の登録をシステムに登録し、自動的に法人番号が出てくるというような仕組み実現する予定である。その紐付を義務化していただきたいという要望については一般財団法人のJASTPROからの案内やNACCSセンターにおける更改に関連した説明会を実施するなど周知に努めている。紐付の義務化についてはJASTPROによる管理を進めており、財務省において義務化することは、難しいと考えている。しかしながら、利用者の側から見れば、どの番号とどの番号に紐付いているというのは把握していただく必要があると認識していることから、マッピングの一覧表をNACCSセンターのホームページに掲載しているので、そちらを活用願いたい。

5. NACCS (ACL送信)の普及

搬入先倉庫業者によって船社エクセルフォーム、または任意のフォームにて作成、送信をしてくるケースがある。NACCSからのデータ取り込みを行える船社、NVOCCであれば、そのままACLデータを活用でき、かつNACCSの自動受信、印刷、履歴確認機能を活用できれば、メール、FAX送受信での不安定性を排除できるメリットがあることから、ACL送信を義務化することや、ACL活用を推し進める施策、助成等を講じられたい。

【回答】

ACL送信の義務化については、当局としても取引の円滑化を推進する立場にあることから、当然取引の円滑化に資するものと考えているものの、通関業者や海貨業者等が船会社に対して船積みの情報を送る民間業務でもあると認識しているため、当局での対応は難しいと考えている。しかしながら、ACLの推進自体はNACCSセンターが指導おり、現在の運転稼働率は平均で86%となっています。今後もNACCSセンターとしてさらなる推進にむけて今年も全国で説明会を開催しています。そうした取組について財務省としても一緒に取り組みたいと考えている。

6. リアルタイム口座の利用可能時間の標準化

使用可能時間が金融機関によって異なるため、把握が難しく、夜間・休日の通関に支障が出ている。ことから、輸入申告で口座を使用する場合には金融機関で共通の枠組み・ルールを設けるなど、官民一体となった対策を検討されたい。

【回答】

口座の利用可能時間というのは、各銀行のシステムに依存するため、そこを標準化するというのはなかなか難しい。各銀行でのサービス内容や利用時間についてはNACSSセンターの掲示板に一覧表で載せておりますので、そちらを活用願いたい。

7. 国際宅配便の輸入通関

クーリエについては産業貨物として取り扱う際の通常通関との差が大きすぎることが荷主から通関業者への不満の原因となっている。また、他法令への対応が必要な貨物だけが通関業者に荷主から直接委託される現状にあることから、クーリエ通関への対応も適切に行い、全ての輸入貨物に対して公平で適切な監視・審査機能を持たせるなどの対策を講じられたい。

【回答】

通関において、貨物の形態によってそのやり方が違うなどの事例は全くないと認識している。もちろん、提出する書類等貨物の形態によって違っている部分があるものの、審査は通常の貨物の場合であってもクーリエであろうと同様に対応している。ただ、貨物の形態や、送り方などどのような手法で輸入を行うかは荷主が決めることになるので、一番利用しやすいサービスを活用願いたい。

経 済 産 業 省

1. SDSの記載事項について

16項目の輸送について、具体的な規定を設け正確な情報の記載を義務化するなどの対策を省庁連携の上講じられたい。

例：「安全な輸送を行うこと」のような曖昧な表現ではなく、危険品の場合はUN NO、PG、Classの情報を必ず記載。通常品ならば「該当なし」など。

【回答】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）第14条では、化管法の指定化学物質等取扱事業者に対し、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その相手方に当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を提供する義務を課している。

提供する情報については、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供方法を定める省令（以下、「SDS省令」という。）第3条で、16項目の提供すべき情報を規定し、その記載方法についてはSDS省令第4条において、日本工業規格Z7253に適合する記載を行うよう努める旨規定している。なお、日本工業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の附属書D「D.15 項目14-輸送上の注意」では、ご指摘の国連番号・容器等級・国連分類の記載事項等、具体的な記載事項、推奨事項等が規定されている。

以 上